

令和7年3月

令和6年における  
生活経済事犯の検挙状況等について

警察庁生活安全局  
生活経済対策管理官

## 目次

第1	概要	
1	全体の検挙状況	1
2	分野毎の特徴点	2
第2	消費者取引の安全・安心を阻害する事犯	
1	利殖勧誘事犯	3
2	特定商取引等事犯	8
3	ヤミ金融事犯	13
第3	知的財産権侵害事犯	
1	商標権侵害事犯及び著作権侵害事犯	17
2	その他の知的財産権侵害事犯	20
第4	国民の健康や環境等に対する事犯	
1	環境事犯	24
2	保健衛生事犯	28
3	その他の生活経済事犯の検挙事例	31
	用語の説明	32
第5	統計資料	
1	検挙状況等	
(1)	利殖勧誘事犯	34
(2)	特定商取引等事犯	34
(3)	ヤミ金融事犯	35

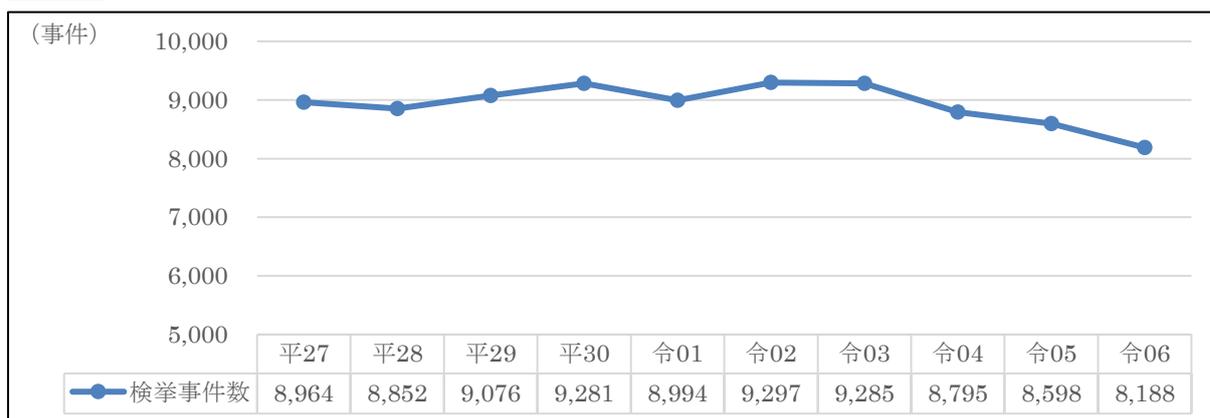
(4) 知的財産権侵害事犯	36
(5) 環境事犯	38
(6) 保健衛生事犯	39
(7) その他の生活経済事犯	40
(8) 生活経済事犯に係る犯行ツール対策	41
2 相談状況の調査結果	42

## 第1 概要

### 1 全体の検挙状況

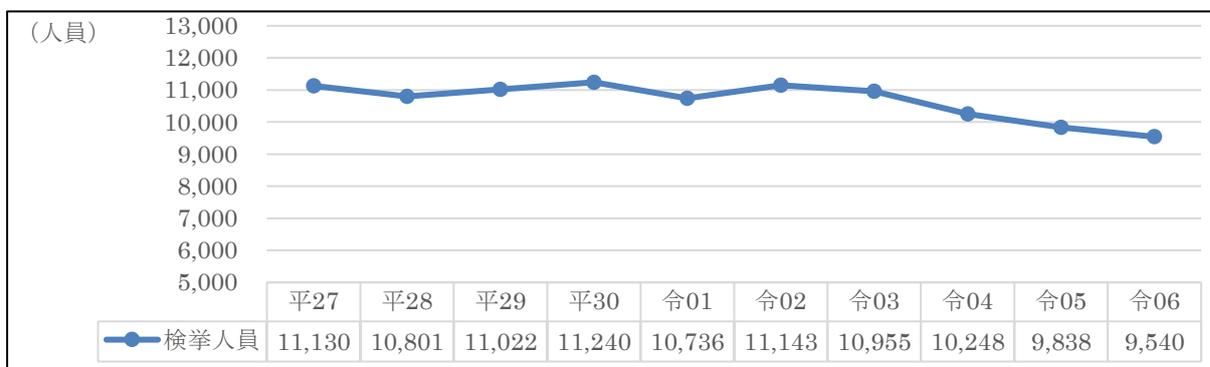
令和6年中の生活経済事犯の検挙事件数は8,188事件と、前年より410事件(4.8%)減少し、検挙人員は9,540人と、前年より298人(3.0%)減少し、過去10年でみると、おおむね横ばいとなっている。

図表1 過去10年間における生活経済事犯の検挙事件数の推移



注 同一の被疑者で関連の余罪がある場合でも、1つの事件として計上している。

図表2 過去10年間における生活経済事犯の検挙人員の推移



図表3 過去5年間における生活経済事犯の検挙状況の推移

		令02	令03	令04	令05	令06
利殖勧誘事犯	検挙事件数	38	46	37	43	49
	検挙人員	130	144	106	127	162
特定商取引等事犯	検挙事件数	132	106	111	108	113
	検挙人員	204	179	251	194	228
ヤミ金融事犯	検挙事件数	592	502	627	671	639
	検挙人員	701	598	708	732	710
知的財産権侵害事犯	検挙事件数	441	485	458	385	334
	検挙人員	523	547	520	468	433
環境事犯	検挙事件数	6,649	6,627	6,111	5,832	5,443
	検挙人員	7,771	7,648	6,945	6,513	6,128
保健衛生事犯	検挙事件数	280	251	209	257	278
	検挙人員	348	315	257	319	333
その他の生活経済事犯	検挙事件数	1,165	1,268	1,242	1,302	1,332
	検挙人員	1,466	1,524	1,461	1,485	1,546
合計	検挙事件数	9,297	9,285	8,795	8,598	8,188
	検挙人員	11,143	10,955	10,248	9,838	9,540

## 2 分野毎の特徴点

### (1) 消費者取引の安全・安心を阻害する事犯

#### ア 利殖勧誘事犯

- 検挙事件数49事件のうち、21事件（42.9%）が預り金に関連した事犯であり、FX等の国際金融取引や暗号資産関連事業への投資運用を名目とした事犯がみられる。
- 相談受理件数は3,310件と、前年より155件（4.9%）増加し、相談当事者は、50歳代以上が半数以上（55.9%）を占めている。

#### イ 特定商取引等事犯

- 検挙事件数113事件のうち、92事件（81.4%）が訪問販売に関連した事犯であり、住宅リフォームの工事請負契約に係る事犯等がみられる。
- 相談受理件数は17,703件と、前年より6,364件（56.1%）増加し、相談当事者は、65歳以上が約半数（48.7%）を占めている。

#### ウ ヤミ金融事犯

- 無登録・高金利事犯の検挙事件数は、近年、減少傾向にあったが、令和6年中は70事件と、前年より増加した。
- 中古品や金券の売買等、通常の商取引を仮装した巧妙な手口による事犯が依然として発生している。

### (2) 知的財産権侵害事犯

- 商標権侵害事犯及び著作権侵害事犯の検挙事件数は減少傾向にあるが、いずれも80.0%以上がインターネット利用事犯であった。
- 営業秘密侵害事犯の検挙事件数は22事件で、転職・独立時に営業秘密に関する情報を持ち出す事犯が多くみられる。

### (3) 国民の健康や環境等に対する事犯

- 動物虐待事犯の検挙事件数は160事件で、過去最多となった前年から減少したものの、依然として高水準で推移している。
- 保健衛生事犯の検挙事件数を類型別にみると、薬事関係事犯は50事件、医事関係事犯は35事件、公衆衛生関係事犯は193事件と、全ての類型で前年よりも増加した。

## 第2 消費者取引の安全・安心を阻害する事犯

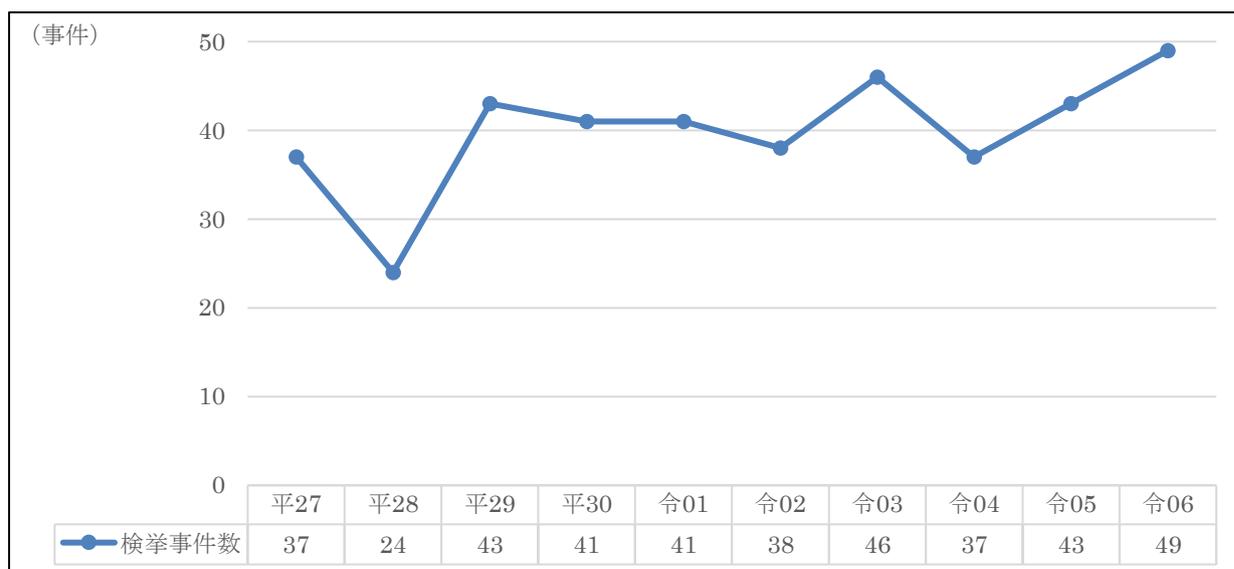
### 1 利殖勧誘事犯

#### (1) 検挙状況

令和6年中の利殖勧誘事犯の検挙事件数は49事件と、前年より6事件(14.0%)増加し、検挙人員は162人と、前年より35人(27.6%)増加した。

検挙事件数を類型別にみると、21事件(42.9%)が預り金に関連した事犯であり、FX等の国際金融取引や暗号資産関連事業への投資運用を名目とした事犯がみられる。

図表4 過去10年間における利殖勧誘事犯の検挙事件数の推移



図表5 利殖勧誘事犯の類型別検挙状況(令和5年及び令和6年)

類型	検挙事件数		検挙人員		検挙法人数		被害人員		被害額	
	令05	令06	令05	令06	令05	令06	令05	令06	令05	令06
未公開株	2	1	7	6	2	0	15,098	227	107億円	3億800万円
集団投資スキーム (ファンド)	17	7	69	27	3	1	8,900	5,307	327億6,687万円	228億7,262万円
デリバティブ取引	5	10	8	31	0	3	210	73,785	4億9,777万円	1,379億8,989万円
上記以外の預り金	14	21	26	42	2	1	1,283	940	63億9,589万円	52億4,292万円
その他	5	10	17	56	0	3	6,502	5,869	755億9,385万円	111億8,871万円
合計	43	49	127	162	7	8	31,993	86,128	1,259億5,439万円	1,776億215万円

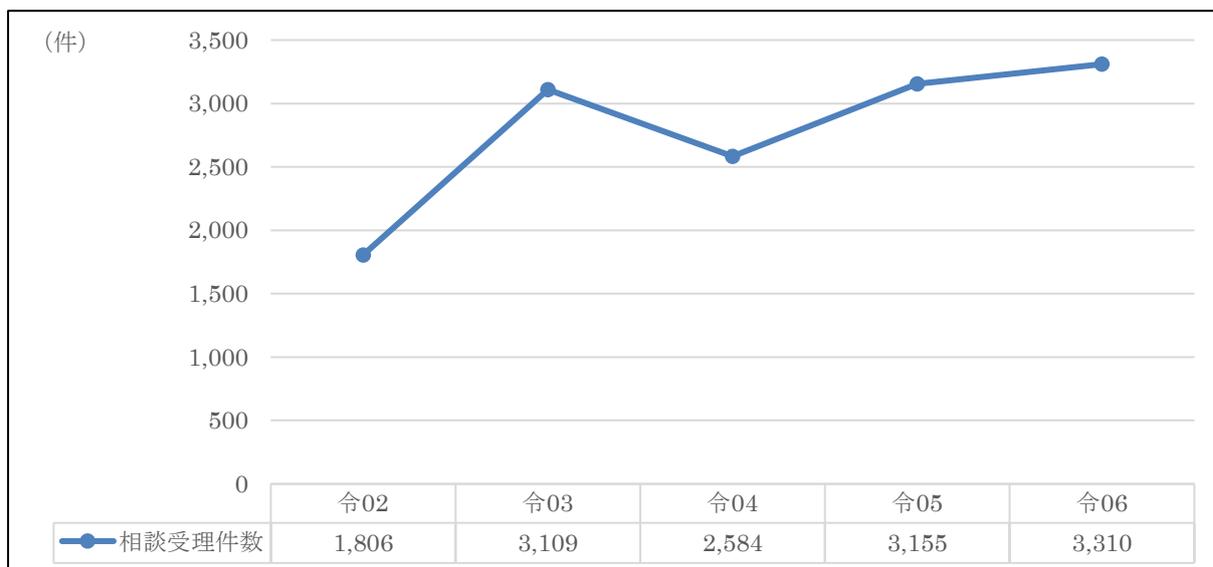
- 注1 未公開株に関連した事犯：未公開株を商材とした事犯  
 集団投資スキーム(ファンド)に関連した事犯：出資者から集めた資金を有価証券や事業への投資等で運用し、生じる利益を配分する仕組みを商材とした事犯  
 デリバティブ取引に関連した事犯：商品先物取引、FX、暗号資産、バイナリーオプション、CO<sub>2</sub>排出権に係る取引等、将来変動する価格に対する取引を商材とした事犯  
 上記以外の預り金に関連した事犯：勧誘時に「元本保証」をうたったことにより、出資法第2条にいう預り金(業として、不特定多数の者から元本を保証して金銭を受け入れる行為)に該当する事犯で、商材が未公開株、公社債、集団投資スキーム(ファンド)及びデリバティブ取引に該当しないもの。勧誘時に「元本保証」をうたってはいるものの、投資の名目とされる商材が明確ではない場合を含む。  
 その他の事犯：上記以外の利殖勧誘事犯
- 2 複数の類型にまたがる事犯については、表中で上位にある類型に計上している。  
 3 被害額は1万円未満切捨てとしているため、被害額の合計が類型別の被害額の合計と異なることがあり得る。

## (2) 相談受理状況

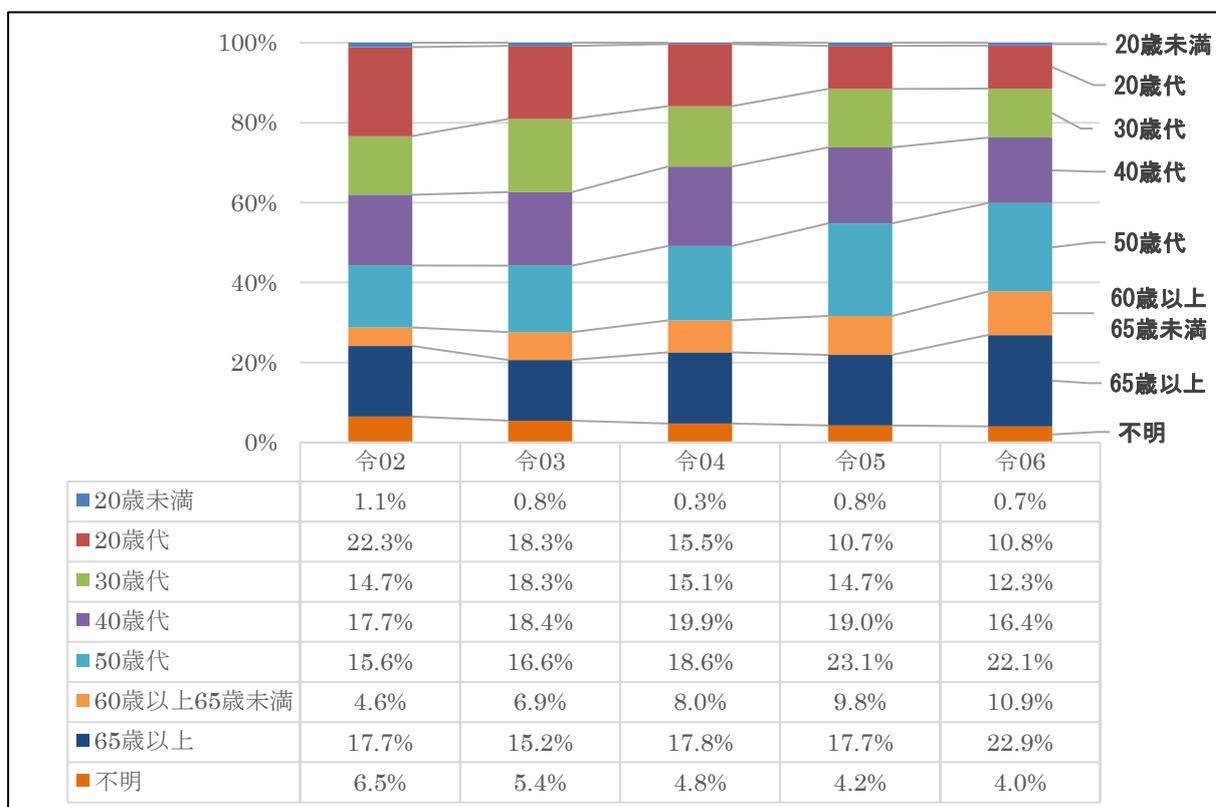
令和6年中の利殖勧誘事犯に関する相談受理件数は3,310件と、前年より155件(4.9%)増加した。

相談当事者は、50歳代以上が半数以上(55.9%)を占めている。

図表6 利殖勧誘事犯に関する相談受理件数の推移



図表7 利殖勧誘事犯に関する相談当事者の年代別構成比の推移



### (3) 検挙事例

<b>1</b>	<b>ファイナンシャルプランナーらによる社債購入名下の金融商品取引法違反等事件</b>
----------	---

会社役員の男(61)らは、金融機関等に対して事業者が負う債務の保証等を業とする会社が新規発行する社債券等の取得代金名目で金銭をだまし取ろうと考え、平成29年1月頃から令和5年2月頃までの間、同社において前記保証事業を営んでいる事実がなく、社債券等の取得代金として得た金銭は既存の顧客に対する利息の支払等に充てる意図であり、顧客への元金の償還及び利息の支払を確実に行う見込みがないにもかかわらず、顧客に対し、同社において、前記保証事業を行っており、同社の社債券等を取得すれば、事業の収益により5年間にわたり各年同取得代金の約20パーセントから約30パーセントの利息を支払うとともに、償還期日には確実に元金が償還されるなどとうそを言い、36都府県の約1,300人から約80億円をだまし取るなどした。

令和6年10月までに、同男ら10人及び1法人を金融商品取引法違反(無登録営業)で、同男ら3人を詐欺罪で、会社員の男ら14人を証拠隠滅等罪で検挙した(警視庁)。

<b>2</b>	<b>店頭デリバティブ取引サイト運営会社によるバイナリーオプション取引に係る金融商品取引法違反等事件</b>
----------	--

会社役員の男(43)らは、内閣総理大臣の登録を受けないで、平成28年3月頃から令和4年10月頃までの間、インターネット上で店頭デリバティブ取引の自動売買システム取引サイトを運営して、全国の顧客約1万8,100人から証拠金約13億3,700万円の預託を受け、顧客を相手方として店頭デリバティブ取引を行い、もって、無登録で第一種金融商品取引業を行った上、顧客らに同取引業におけるクレジットカード決済によって支払させた証拠金を、同男らが管理する会社名義の普通預金口座に振込入金させ、犯罪収益等の取得につき、事実を偽装するなどした。

令和6年5月までに、同男ら13人及び3法人を金融商品取引法違反(無登録営業)で、同男ら8人及び1法人を組織的犯罪処罰法違反(犯罪収益等隠匿等)で、会社役員の男ら2人及び1法人を職業安定法違反(有害業務の職業紹介)で検挙した(神奈川)。

3

### 海外に拠点を置く投資運用会社による外国為替証拠金取引への投資仲介名下の金融商品取引法違反事件

会社役員の男(45)らは、内閣総理大臣の登録を受けないで、平成25年9月頃から令和3年9月頃までの間、海外に拠点を置く投資運用会社との間の外国為替証拠金取引に関する投資一任契約の締結を内容とする金融商品について、国内の勧誘営業員を介して顧客らに対し、SNSを利用するなどして、「外国企業が行っているFX取引に投資するもので、プロのトレーダーが運用して利益を出してくれる。10年近くの運用実績があり、年利20パーセントから30パーセントになる。」などと申し向けて、前記投資一任契約の申込みを勧誘するとともに、顧客約2万4,000人から申請書を受領するなどして、証拠金約1,350億円を集め、投資一任契約の締結を媒介した。

令和6年11月までに、同男ら19人を金融商品取引法違反（無登録営業）で検挙した（福岡・茨城・千葉・大阪・広島・山口）。

#### 視 点

#### 《全国的な利殖勧誘事犯に対する合同捜査体制の推進》

利殖勧誘事犯は、全国的に波及して大きな被害をもたらすおそれがあることから、事件の認知段階から関係する都道府県警察間において緊密に情報共有を行うとともに、スピード感を持った捜査を行うことが重要である。

本事例では、主要都市圏を含む6府県警察が連携して広域的な合同捜査を開始し、警察の保有するシステムを活用して捜査情報を詳細に共有するなどして捜査の合理化・省力化を図りながら効率的に捜査を推進することにより、組織の実態解明につながり、その結果、全国に所在する被疑者を検挙することができた。

4

### 暗号資産の売買に係る資金決済法違反事件

会社役員の男(51)らは、内閣総理大臣の登録を受けないで、令和2年3月頃から令和5年6月頃までの間、同男らが管理する法人名義口座等に顧客から現金の送金を受け、その対価として、9都道府県の約90人との間で約13億円相当の暗号資産を移転して販売し、暗号資産交換業を行った。

令和6年6月までに、同男ら2人及び1法人を資金決済法違反（無登録による暗号資産交換業）で検挙した（北海道）。

<b>5</b>	<b>資産運用会社によるCO<sub>2</sub>排出権取引名下の詐欺事件</b>
----------	--

会社役員の男(51)らは、CO<sub>2</sub>排出権取引の保証金の名目で現金をだまし取ろうと考え、平成31年3月頃から令和4年8月頃までの間、高齢者等を対象として自宅に訪問したり、電話するなどした上、自社で行う取引は偽装であって、あえて顧客に損失を生じさせ、取引保証金名目で交付を受けた現金を極力返金しない意図を秘して、「今後も相場が右肩上がりに伸びていく取引であるので損はさせない。」などとうそを言い、34都道府県の約360人から約16億円をだまし取るなどした。

令和6年5月までに、同男ら11人を詐欺罪で、同男ら2人を犯罪収益移転防止法違反(有償譲受等)で検挙した(群馬・長野)。

#### **(4) 課題と今後の取組**

利殖勧誘事犯については、海外の投資事業者や暗号資産取引への出資をうたった詐欺的な事案、太陽光発電事業やCO<sub>2</sub>排出権取引など環境に関する商材を扱う事案、インターネット上に開設されたサイト内において、金融商品取引の勧誘から契約の締結まで非対面で行われる事案が発生するなど、時代の変化に伴い被疑者が用いる商材や手口に変容がみられる。

同事犯については、被害が急速に拡大する可能性があることを踏まえ、平素より関係機関・団体等と連携しつつ、被害の実態等について情報収集を行うとともに、各種法令を活用した早期事件着手による取締り、被害の状況に応じた効果的な広報啓発活動等を推進し、被害の未然防止及び拡大防止を図る。

また、主として事業を行う被疑法人のほか、コンサルタントや決済代行など業務に関与する複数法人を用いることで犯罪収益を隠匿したり、海外法人口座へ送金して犯罪収益を隠匿するケースが認められることから、これらの取組と併せて、早期に没収・追徴、罰金、課税等による犯罪収益の剥奪に向けた取組を推進するとともに、被害者の財産的被害回復について支援する。

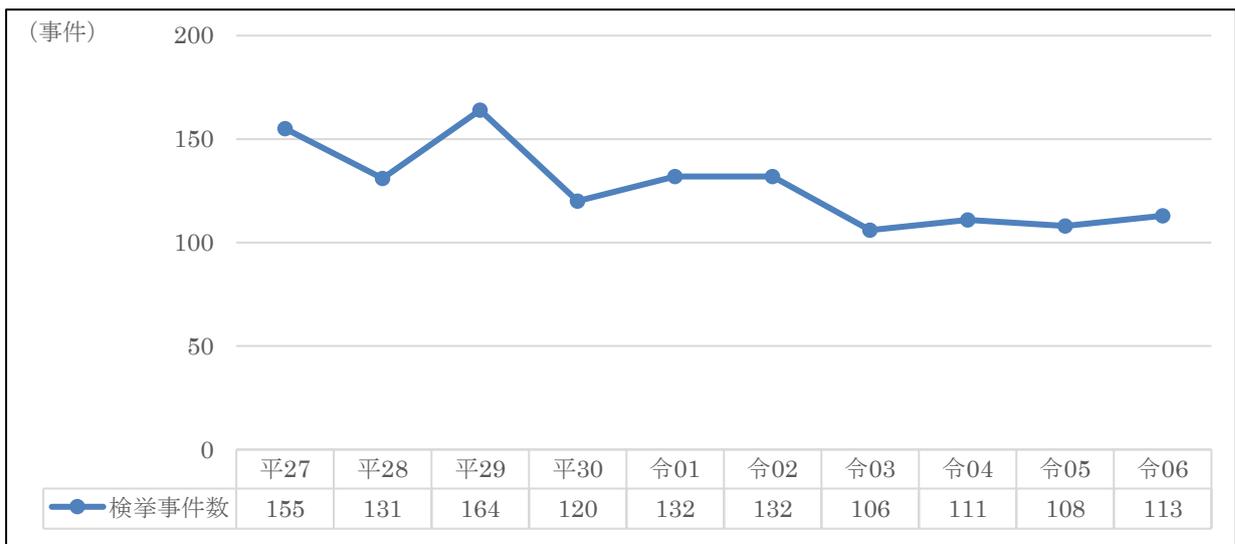
## 2 特定商取引等事犯

### (1) 検挙状況

令和6年中の特定商取引等事犯の検挙事件数は113事件と、前年より5事件(4.6%)増加し、検挙人員は228人と、前年より34人(17.5%)増加した。

検挙事件数を類型別にみると、92事件(81.4%)が訪問販売に関連した事犯であり、屋根修繕工事といった住宅リフォームの工事請負契約に係る事犯等がみられる。

図表8 過去10年間における特定商取引等事犯の検挙事件数の推移



図表9 特定商取引等事犯の類型別検挙状況（令和5年及び令和6年）

類型	検挙事件数		検挙人員		検挙法人数		被害人員		被害額	
	令05	令06	令05	令06	令05	令06	令05	令06	令05	令06
訪問販売	85	92	136	190	12	28	25,571	7,074	1,092億7,597万円	72億6,969万円
通信販売	1	1	1	1	1	0	2	1	0円	0円
電話勧誘販売	5	2	24	2	3	0	45,427	23	13億6,564万円	2,010万円
連鎖販売取引	1	2	14	8	0	0	2,500	2,050	7億7,000万円	8億5,279万円
特定継続的役務提供	4	2	4	2	1	0	9	197	152万円	5,190万円
業務提供誘引販売取引	0	1	0	1	0	1	0	60	0円	1,618万円
訪問購入	12	13	15	24	2	9	2,468	32,184	4,949万円	15億5,785万円
合計	108	113	194	228	19	38	75,977	41,589	1,114億6,263万円	97億6,853万円

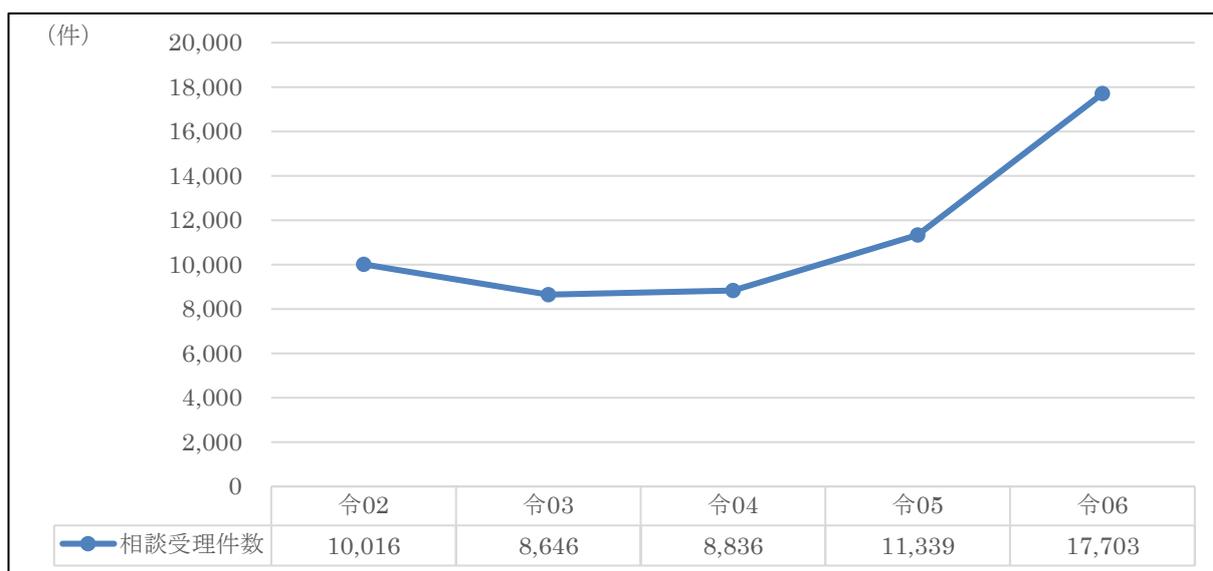
注 被害額は1万円未満切捨てとしているため、被害額の合計が類型別の被害額の合計と異なることがあり得る。

## (2) 相談受理状況

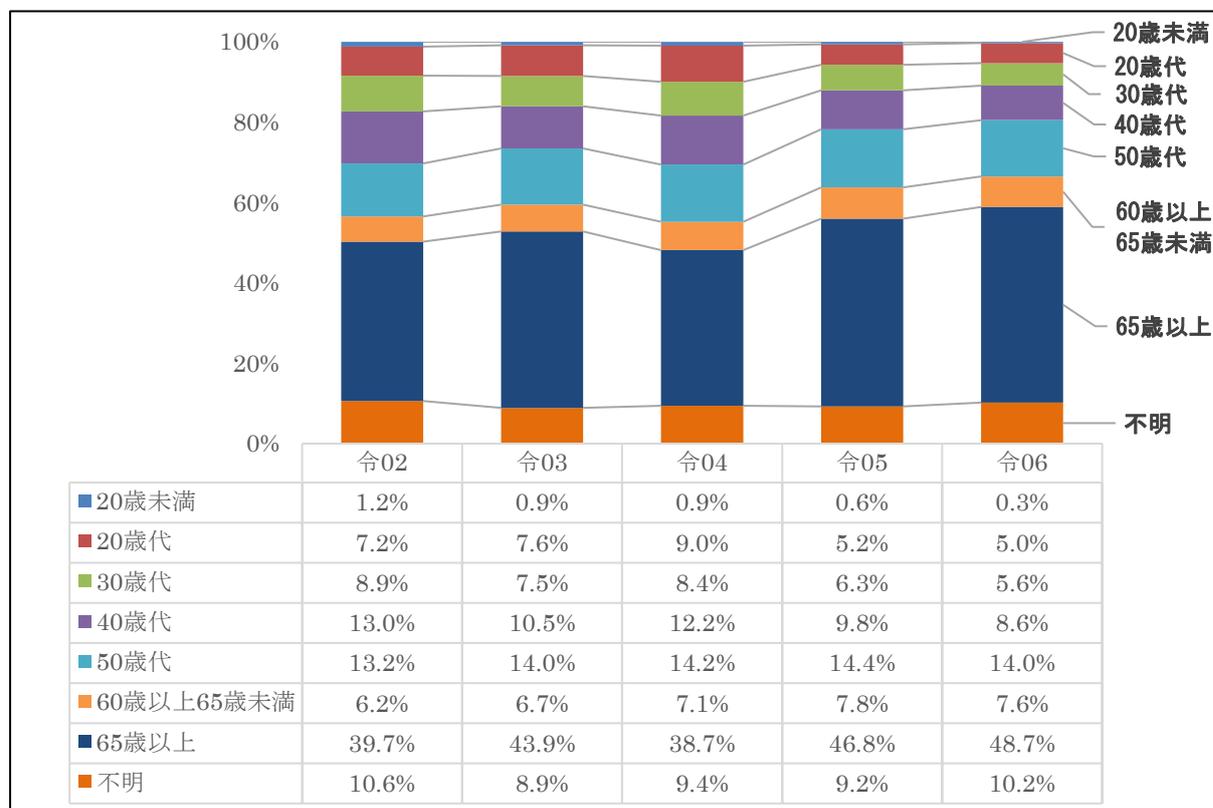
令和6年中の特定商取引等事犯に関する相談受理件数は17,703件と、前年より6,364件(56.1%)増加した。

相談当事者は、65歳以上が約半数(48.7%)を占めている。

図表10 特定商取引等事犯に関する相談受理件数の推移



図表11 特定商取引等事犯に関する相談当事者の年代別構成比の推移



### (3) 検挙事例

<b>1</b>	<b>匿名・流動型犯罪グループによる特定商取引法違反等事件</b>
----------	-----------------------------------

会社従業員の男(42)らは、令和5年5月から令和6年8月までの間、訪問販売に係る屋根裏修繕工事等の役務提供契約について勧誘をするに際し、顧客方屋根裏にシロアリが生息しておらず、駆除の必要がないのに、「柱がボロボロになっています。シロアリです。工事が必要です。このまま放っておいたらまずいですよ。」などとうそを言い、4県の約460人から約4億2,000万円をだまし取るなどした。

令和6年11月までに、同男ら8人を詐欺罪及び特定商取引法違反(不実の告知等)で、1法人を特定商取引法違反(不備書面交付)で検挙した(石川)。

#### 視 点

##### 《悪質リフォーム業者対策》

高齢者宅を狙って家屋修繕や水回り工事等の住宅設備工事やリフォームに関する訪問販売を装い、損傷箇所がないにもかかわらず家屋を故意に損傷させ、それを修理することで高額な施工料を要求するなどの悪質リフォーム業者による犯罪行為が確認されている。

その中には、匿名・流動型犯罪グループが関与していると認められる事案もみられ、犯罪行為による収益が同グループの資金源になっている状況がうかがわれているところである。

警察では、同グループを治安対策上の脅威と捉え、情報共有・情報集約の取組を強化して実態解明を進めているほか、各種法令を駆使した戦略的な取締り、犯罪収益の剥奪に着目した事件捜査及び行政措置の発動に向けた関係機関との連携等の取組を推進している。

点検商法(リフォーム契約を伴うもの)の事件検挙数				
令 02	令 03	令 04	令 05	令 06
53	43	47	38	66

<b>2</b>	<b>リフォーム業者による特定商取引法違反等事件</b>
----------	------------------------------

会社従業員の男(38)らは、令和4年1月から令和6年4月までの間、訪問販売に係る汚水枡管洗浄工事請負契約について勧誘をするに際し、顧客が認知症により心身耗弱の状態にあるのに乗じて、同工事代金名目で現金を交付させようと考え、同状態にある約100人との間で約3,700万円の役務提供契約を締結し、また、契約の解除を申し出た顧客に対し、解除を妨げるために、「キャンセル料の支払が必要。」などと不実のことを告げるなどした。

令和6年11月までに、同男ら3人を準詐欺未遂罪で、同男ら2人及び1法人を特定商取引法違反(不実の告知)で、同男1人及び1法人を建設業法違反で検挙した(愛媛)。

<b>3</b>	<b>僧侶による祈祷名下の特定商取引法違反等事件</b>
----------	------------------------------

僧侶の男(69)らは、平成27年8月頃から令和6年6月頃までの間、新聞の折り込み広告を見てホテル等の相談会会場を訪れた者らに対して、祈祷の役務提供契約について勧誘するに際し、真実は、高野山に所在する寺院で祈祷する意思がないのに、「息子さんたちの状況を良くするためには、祈祷が必要です。祈祷は高野山にいる大勢の弟子にさせます。」などとうそを言い、6県の約340人から約4億1,300万円をだまし取るなどした。

令和6年11月までに、同男ら3人及び1法人を特定商取引法違反(書面の不交付)で、同男1人を詐欺罪で検挙した(岩手・山形)。

<b>4</b>	<b>アフィリエイトに係るコンサルティング名下の特定商取引法違反事件</b>
----------	--

会社役員の男(25)らは、令和4年10月頃から令和6年2月頃までの間、SNSに宣伝動画を投稿し、顧客をカフェに誘い出し、アフィリエイトに係るコンサルティングの役務提供契約を締結した際、契約の解除に関する事項が記載されていない書面を交付し、45都道府県の約500人との間で約12億円の役務提供契約を締結するとともに、その後、同契約の解除を申し出た者に対し、解除を妨げるために、「事業者同士の契約になるので、クーリング・オフはできない。」などと不実のことを告げるなどした。

令和6年11月までに、同男ら11人及び2法人を特定商取引法違反(不実の告知等)で検挙した(大阪)。

<b>5</b>	<b>エステサロン経営者による特定継続的役務提供契約に係る特定商取引法違反事件</b>
----------	---

エステサロン経営者の女(32)は、平成28年6月から令和5年10月までの間、エステティックサービスに係る特定継続的役務提供契約の締結について勧誘するに際し、「別のところに納める決まりになっており、返金はできない。」などと不実のことを告げるとともに、契約解除に関する事項等の特定商取引法等で定める事項を記載した書面を交付せず、2府県の約200人との間で約3,700万円の役務提供契約を締結した。

令和6年2月、同女を特定商取引法違反(不実の告知等)で検挙した(兵庫)。

## 6 業務禁止命令に従わない連鎖販売取引業者らによる特定商取引法違反事件

会社員の男(30)らは、東京都知事から、連鎖販売取引業者の会員に勧誘を行わせることなどの業務を新たに開始することを禁止する旨の禁止命令等を受けていたにもかかわらず、令和5年3月から同年6月までの間、29都県の約170人に対し、勧誘者らにビジネススクールの役務提供の連鎖販売取引について勧誘を行わせるなどの業務を新たに開始するなどし、東京都知事の命令に違反した。

令和6年7月、同男ら7人を特定商取引法違反（禁止命令違反）で検挙した（警視庁）。

### 視 点

#### 《関係機関との緊密な連携》

悪質な事業者等を排除するためには、当該事業者を監督する所管省庁等の関係機関との連携が重要である。

本事例は、業務禁止命令を受けていた者による命令違反を認め、関係機関と協議の上で、同命令違反者に限らず、同法人の役員等に就任することなく背後で組織を運営していた者も共犯被疑者として検挙したほか、特定商取引法に基づく申出を行い、行政処分の措置を求めたものであり、関係機関との緊密な連携により悪質な事業者に関係する被疑者の徹底検挙につながったほか、同事業者の犯行を継続させないための措置を促し、被害の拡大防止を図った。

#### (4) 課題と今後の取組

特定商取引等事犯の検挙状況をみると、依然として、高齢者宅を狙った住宅リフォーム工事等の点検商法に係る事犯がみられ、屋根の損傷を口実に顧客の不安をあおり、修繕に必要なない工事を行うことで高額な施工料を要求するといった悪質な業者や、不要品の買取りを装って個人宅を訪問し、契約に応じるまで居座り続けるなど、執拗な勧誘方法により、貴金属を安価で買い取る訪問購入業者も確認されている。

このほか、SNSを利用した投資スクールへの入会に関する連鎖販売取引については、若者を消費者金融に案内して多額の借財をさせてまで契約を迫る事案がみられ、20歳代からの相談が多い状況となっている。

同事犯については、利殖勧誘事犯と同様に、被害が急速に拡大する可能性があることから、被害の実態等に係る情報収集、被害の状況に応じた広報啓発活動等に取り組むほか、各種法令を駆使した捜査を実施しながら、部門間及び都道府県警察間の連携を強化し、組織性を有する事犯に対しては徹底した突き上げ捜査により首謀者を検挙するとともに、行政処分の発動に向けて関係機関との連携を強化するなど、犯罪グループ壊滅に向けた取締りを推進する。

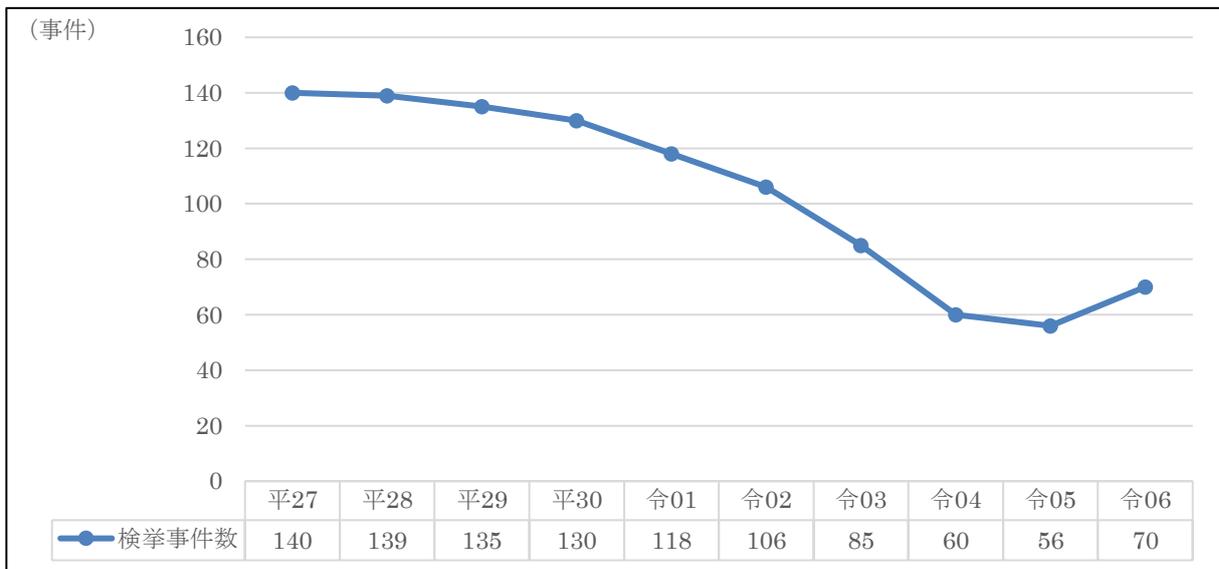
### 3 ヤミ金融事犯

#### (1) 検挙状況

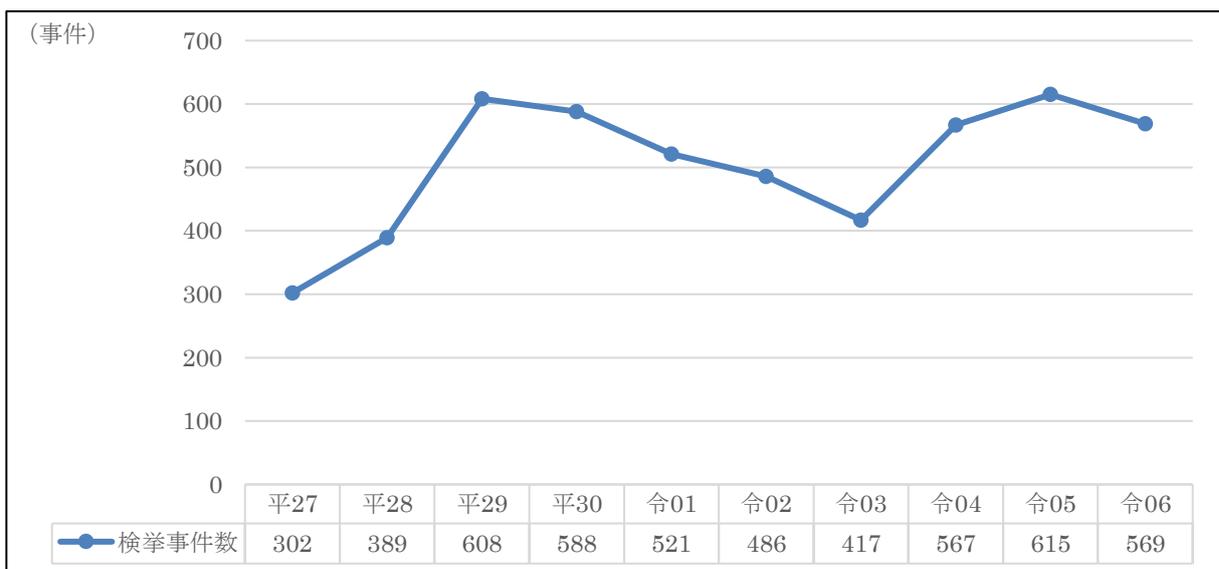
ヤミ金融事犯のうち「無登録・高金利事犯」の検挙事件数は、近年、減少傾向にあったが、令和6年中は70事件と、前年より14事件(25.0%)増加した。

他方で、「ヤミ金融関連事犯」の検挙事件数は569事件と、前年より46事件(7.5%)減少しており、同事犯に「無登録・高金利事犯」を加えたヤミ金融事犯全体の検挙事件数は639事件と、前年より32事件(4.8%)減少した。

図表 12 過去10年間における無登録・高金利事犯の検挙事件数の推移



図表 13 過去10年間におけるヤミ金融関連事犯の検挙事件数の推移

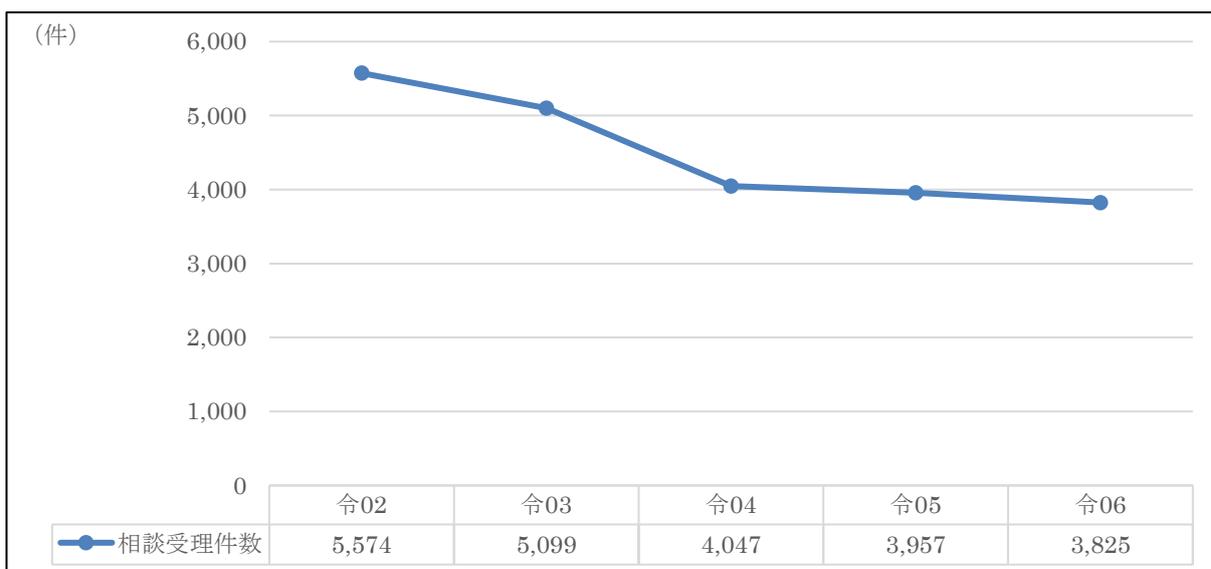


## (2) 相談受理状況

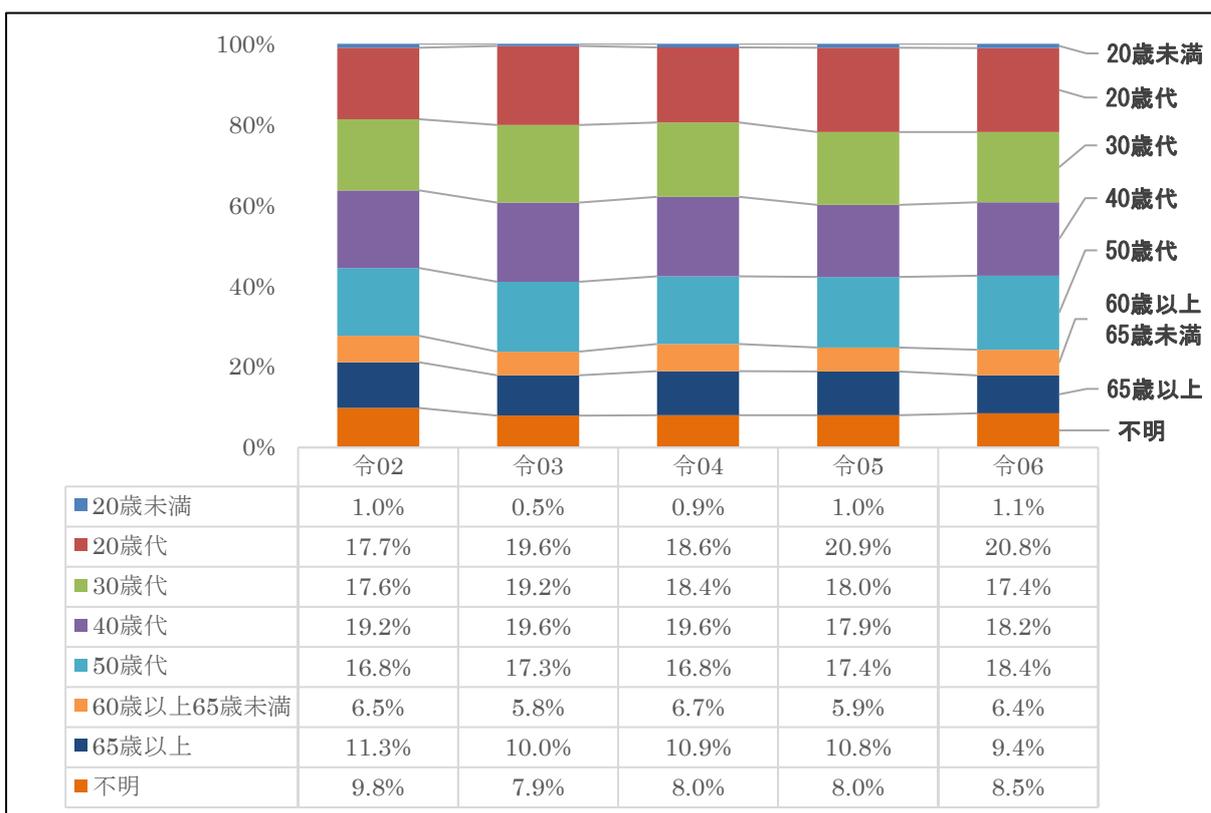
令和6年中のヤミ金融事犯に関する相談受理件数は3,825件と、前年より132件(3.3%)減少し、相談当事者は、20歳代から50歳代までで7割以上(74.8%)を占めている。

インターネットを含む非対面の手口による事犯の相談受理件数は、約9割(87.1%)を占めている。

図表14 ヤミ金融事犯に関する相談受理件数の推移



図表15 ヤミ金融事犯に関する相談当事者の年代別構成比の推移



### (3) 検挙事例

<b>1</b>	<b>ギフトカードの売買を偽装した貸金業法違反等事件</b>
----------	--------------------------------

会社員の男(43)らは、貸金業の登録を受けることなく、令和2年5月頃から令和5年4月頃までの間、インターネット上で融資を申し込んできた顧客約3,500人に対し、ギフトカードを代金先払いで買い取ったかのように偽装して、法定利息の約23倍から約50倍で金銭を貸し付け、返済のためギフトカードを郵送させ、それを買取り店で現金化する方法により、元利金合計約4億9,600万円を受領した。

令和6年6月までに、同男ら8人及び1法人を貸金業法違反(無登録営業)、出資法違反(高金利の脱法行為)等で検挙した(神奈川)。

#### 視 点

##### 《社会の変容に伴って生じる新たな犯行態様への対応》

ヤミ金融事犯は、社会の変容に伴って新たな犯行手口が次々に発生しており、迅速かつ的確な対処が求められる。

本事例は、通常の商取引を偽装して金銭を貸し付けるヤミ金融による被害が全国的に拡大していたところ、サイバーパトロールによりギフトカードの売買を偽装して金銭の貸付けを行うという新たな手口のヤミ金融事犯を発見し、迅速な捜査により、その違法性を立証し、全国で初めて同種手口の検挙に至った。

また、日本貸金業協会と連携して、同種手口に関する注意喚起のチラシや動画を作成して啓発活動を推進し、被害の未然防止及び拡大防止を図った。

<b>2</b>	<b>SNSを利用した出資法違反等事件</b>
----------	-------------------------

無職の男(32)らは、令和4年1月頃から令和6年6月頃までの間、SNSで融資の勧誘をし、融資を申し込んできた顧客約7,280人に対し、法定利息の約4倍から約17倍で金銭を貸し付け、返済は被疑者らが管理する他人名義の口座に振込送金させる方法により、元利金合計約12億円を受領するなどした。

令和6年8月までに、同男ら16人を出資法違反(高金利受領等)等で検挙した(福岡・北海道)。

<b>3</b>	<b>質屋営業を偽装した貸金業法違反等事件</b>
----------	---------------------------

会社従業員の男(63)は、貸金業の登録を受けることなく、令和3年5月頃から令和5年8月頃までの間、融資を申し込んできた34人に対し、質屋営業を偽装して、法定利息の約1.2倍から約2.5倍で金銭を貸し付け、元利金合計約6,000万円を受領した。

令和6年1月までに、同男及び1法人を貸金業法違反（無登録営業）、出資法違反（高金利受領等）で検挙した（宮城）。

#### **（4）課題と今後の取組**

無登録・高金利事犯の検挙事件数については、近年、減少傾向にあったものの、令和6年中は70事件と、増加に転じた。

依然として、商品の性質や商取引の仕組みを巧みに利用しつつ、通常の商取引を偽装して金銭を貸し付けるなどの手口が発生しているほか、情報通信技術の発達により、業者と対面せずに金銭の貸付けから返済までを完結する形態が主流となるなど巧妙化・匿名化の状況がみられる。

これらを踏まえ、関係法令の所管省庁や債務者からの被害相談に対応する関係機関・団体等と連携しつつ、引き続き、被害の発生状況に応じた積極的な事件化を推進するとともに、検挙広報等を通じて新たな手口について注意喚起を行うなど、被害の未然防止及び拡大防止に取り組む。

### 第3 知的財産権侵害事犯

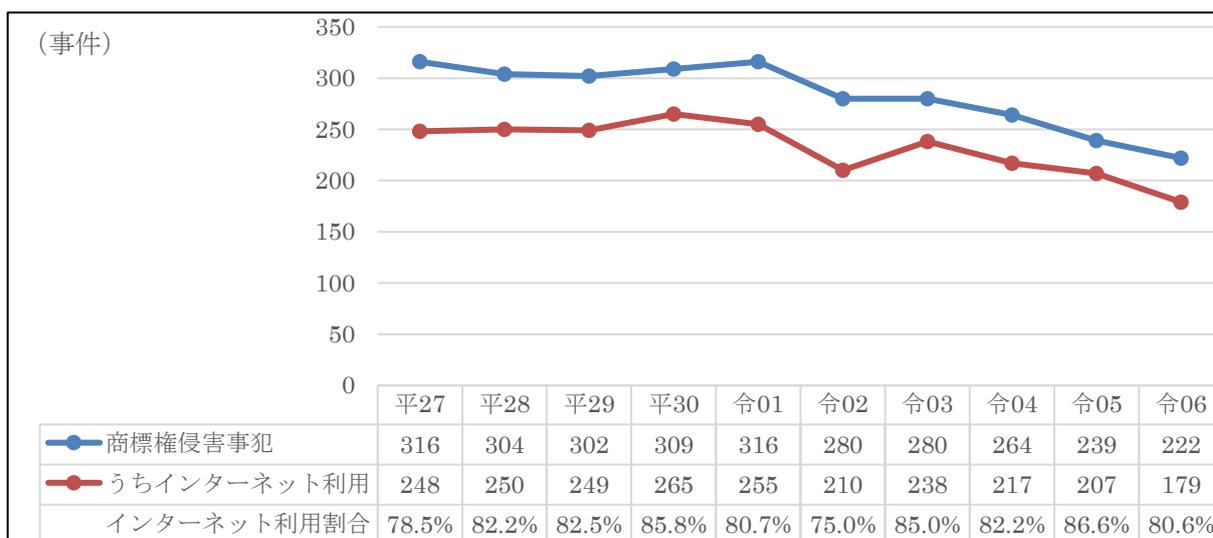
#### 1 商標権侵害事犯及び著作権侵害事犯

##### (1) 商標権侵害事犯の検挙状況

令和6年中の商標権侵害事犯の検挙事件数は222事件と、前年より17事件(7.1%)減少した。

このうち、インターネット利用事犯は179事件(80.6%)と、依然として高い割合を占めている。

図表16 過去10年間における商標権侵害事犯の検挙事件数の推移

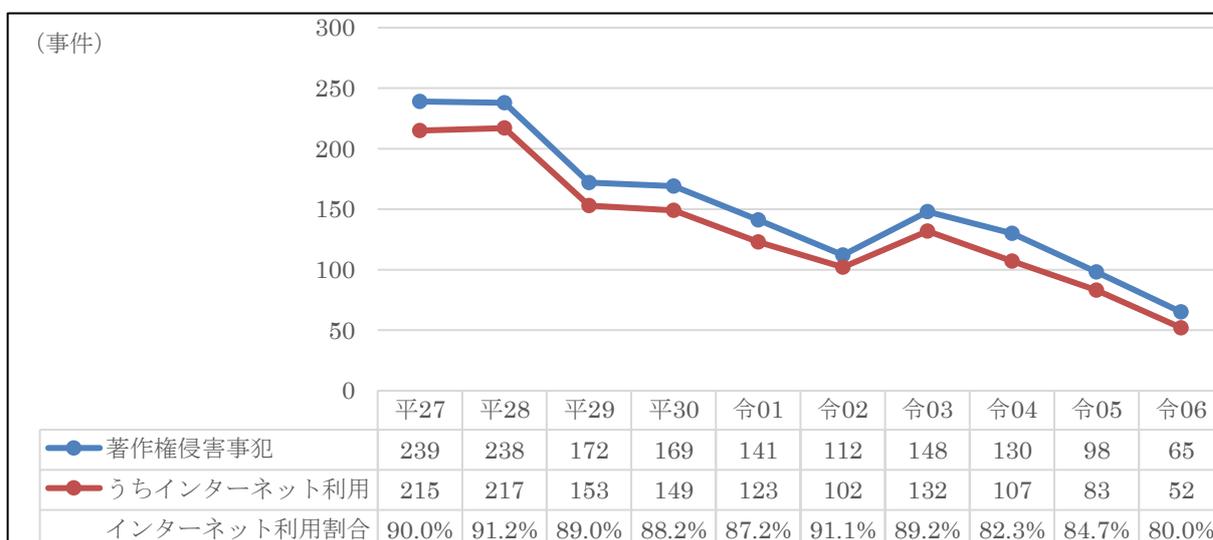


##### (2) 著作権侵害事犯の検挙状況

令和6年中の著作権侵害事犯の検挙事件数は65事件と、前年より33事件(33.7%)減少した。

このうち、インターネット利用事犯は52事件(80.0%)と、依然として高い割合を占めている。

図表17 過去10年間における著作権侵害事犯の検挙事件数の推移



### (3) 検挙事例

<b>1</b>	<b>偽ブランド品の製造販売に係る商標法違反事件</b>
----------	------------------------------

会社役員の男(53)らは、令和5年7月頃から令和6年3月頃までの間、会社事務所等において、商標権の設定登録をしている立体商標に類似する商標を付したハンドバッグ3点を製造し、同月頃、同ハンドバッグ3点を販売譲渡した。

令和6年6月までに、同男ら3人及び1法人を商標法違反(使用)で検挙した(愛知)。

<b>2</b>	<b>マンガの海賊版早バレサイト運営に係る著作権法違反事件</b>
----------	-----------------------------------

会社役員の男(36)らは、令和6年1月、6回にわたり、会社事務所において、著作物であるマンガをスマートフォンを用いて撮影した上、その画像データを同スマートフォンに記録・保存して複製した。

令和6年2月、同男ら2人及び1法人を著作権法違反(複製権の侵害)で検挙した(熊本・新潟)。

#### **視 点**

##### **《情報通信技術の発達や国際化の影響への対応》**

急速なデジタル化・ネットワーク化の発達、スマートフォンの普及などに伴い、日本のマンガやアニメ、ゲーム等のコンテンツがグローバルに展開する一方、海賊版による被害も拡大している状況にある。

また、近年では、海外サーバの利用や運営者が海外にいるケースが多く、日本のコンテンツを現地語に翻訳して違法に配信するなど、海外に居住する利用者向けのサイトも増えている。

本事例は、日本国内で連載中のマンガの最新話が雑誌の発売日前にインターネット上で公開されていたことから、その拡散状況を分析した上で日本国内の流出源を特定し、検挙に至ったもので、国境を越えて同種の侵害行為を行う者に対して警鐘を鳴らすものとなった。

#### **(4) 課題と今後の取組**

オークション・フリマサイトにおいて偽ブランド品を販売する事犯、マンガ、アニメ、映画等のコンテンツをウェブサイトにアップロードする事犯等、検挙した商標権侵害事犯及び著作権侵害事犯のうちインターネットを利用した事件数は、依然として高い割合を占めている。

インターネット利用の海賊版サイトをはじめとした著作権侵害事犯は、通信匿名化技術や秘匿性の高い海外サーバを利用した犯行が多くなっているほか、日本のコンテンツが外国語に翻訳され、海外向けに海外の海賊版サイトから発信されるなど、海賊版の被害は多様化している。

このように、犯行の手段や方法が巧妙化、複雑化するとともに、国境を越えて行われる犯行に対し、警察では、国際捜査の枠組みの活用をはじめ、権利者や関係団体とも連携しながら検挙活動を推進していく。

## 2 その他の知的財産権侵害事犯

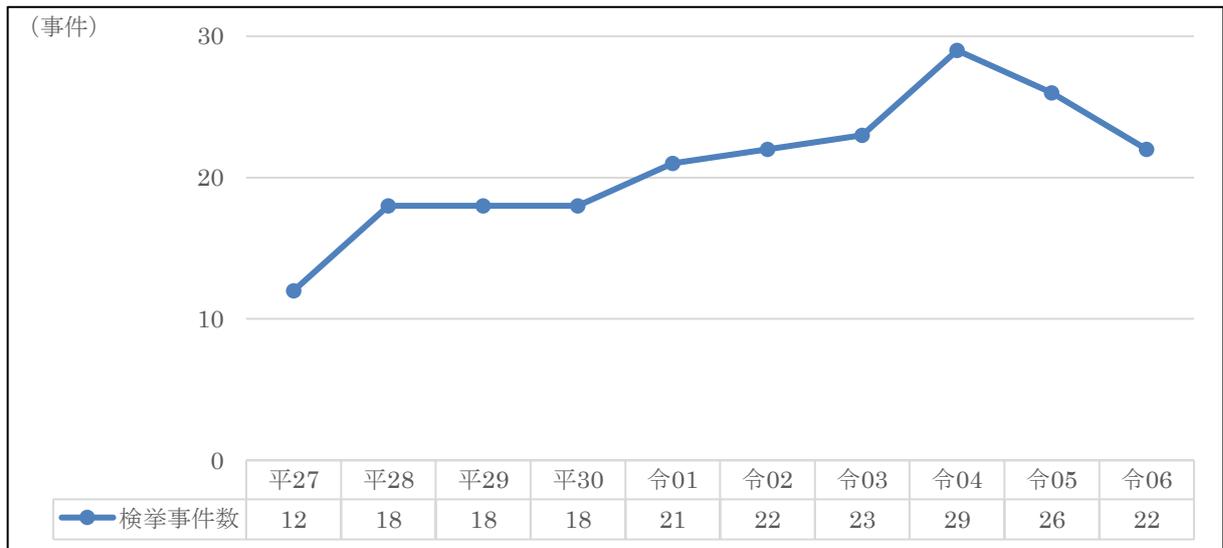
### (1) 営業秘密侵害事犯

#### ア 検挙状況

令和6年中の営業秘密侵害事犯の検挙事件数は22事件と、前年より4事件(15.4%)減少した。

営業秘密侵害事犯としては、転職・独立時に営業秘密に関する情報を持ち出す事犯が多くみられる。

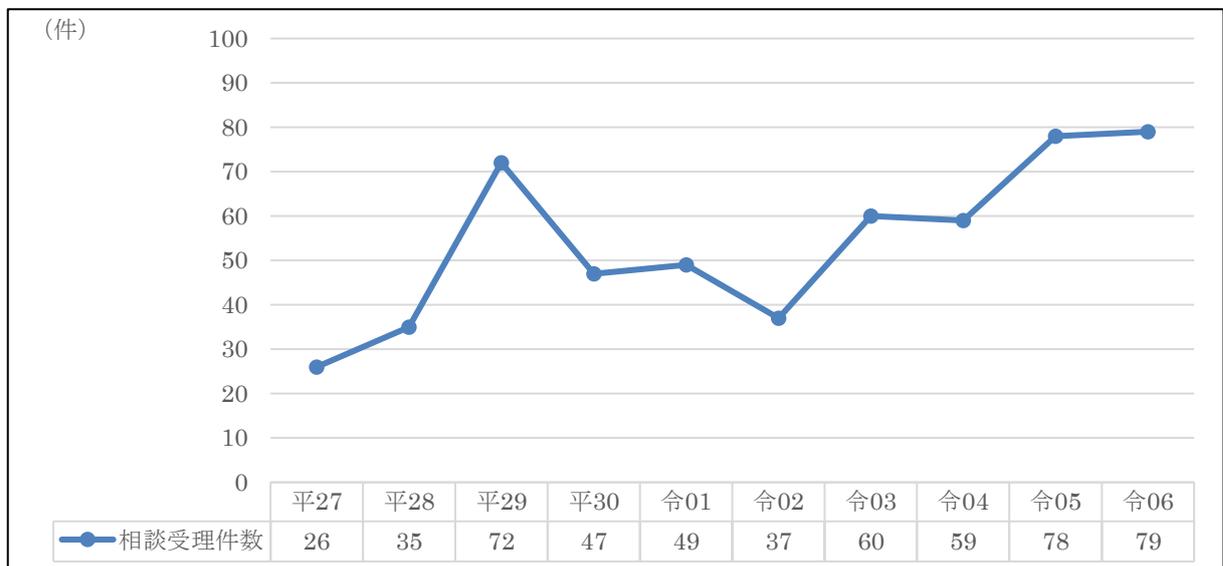
図表18 過去10年における営業秘密侵害事犯の検挙事件数の推移



#### イ 相談受理状況

営業秘密侵害事犯の相談受理件数は、近年、増加傾向にあり、令和6年中は79件と、前年より1件(1.3%)増加した。

図表19 過去10年における営業秘密侵害事犯に関する相談受理件数の推移



## (2) 検挙事例

<b>1</b>	<b>電気通信事業者元派遣社員による営業秘密の領得等に係る不正競争防止法違反</b>
----------	--

電気通信事業者元派遣社員の男(63)は、令和5年1月、不正の利益を得る目的で、勤務する会社の営業秘密の管理に係る任務に背き、同社から貸与されたパソコンを操作して、同社が管理するサーバコンピュータにアクセスし、同社の営業秘密である顧客情報のファイルデータを同パソコンに保存して複製し、営業秘密を領得するとともに、領得した営業秘密を開示した。

令和6年1月、同男を不正競争防止法違反(営業秘密の領得・開示)で検挙した(岡山)。

<b>2</b>	<b>建設機械レンタル事業者元社員による営業秘密の領得に係る不正競争防止法違反</b>
----------	---

建設機械レンタル事業者元社員の男(54)は、令和4年8月、不正の利益を得る目的で、勤務する会社の営業秘密の管理に係る任務に背き、同社に設置されたパソコンを操作し、同男が同パソコンのハードディスク内に保存していた同社の営業秘密である稼働明細表が記録されたファイルデータを自己の電磁的記録媒体に記録させて複製し、営業秘密を領得した。

令和6年1月、同男を不正競争防止法違反(営業秘密の領得)で検挙した(広島)。

### 3 カニの産地等偽装表示に係る不正競争防止法違反等事件

会社従業員の男(42)らは、不正の目的をもって、令和5年1月頃及び同年2月頃、2回にわたり、他港で水揚げされたカニに「たいざガニ」などと記載したタグを取り付け、あたかも間人港で水揚げされた間人ガニであるかのように表記して、商品の原産地について誤認させるような表示をしたカニを販売譲渡するとともに、他者が商標権の設定登録をしている文字商標に類似する商標を付したタグを使用する目的で所持した。

令和6年4月、同男ら3人及び1法人を不正競争防止法違反（誤認惹起）で、同男1人及び1法人を商標法違反（登録商標等表示物使用目的所持）で検挙した（京都）。

#### 視 点

##### 《関係行政機関・団体との緊密な連携》

本事案は、ブランド価値の高い水産物の原産地を偽装した事案であり、警察では、本件の流通経路や犯行実態の解明等の必要な捜査活動を進めたほか、関係機関や団体に情報提供を実施した。

その結果、再発防止等に向けた官民連携による取組が加速し、行政機関による違反業者への行政処分が行われたほか、業界団体によって設置された対策協議会において、ブランドガニの流通に係る適正管理や再発防止策が検討され、通し番号入りのタグを導入するなど、信頼回復に向けた取組が行われた。

### 4 食肉の産地等偽装表示に係る不正競争防止法違反事件

食品加工会社従業員の男(63)らは、不正の目的をもって、令和5年5月頃から同年10月までの間、14回にわたり、外国産の豚肉若しくは鶏肉、又は外国産の豚肉が混合した豚肉を譲渡するに当たり、産地証明書等に「豚肉の産地は、関東地方になります。（千葉・栃木・群馬・茨城・神奈川）」などと記載し、取引に用いる書類等に原産地について誤認させるような表示をした上、譲渡した。

令和6年11月、同男ら5人及び1法人を不正競争防止法違反（誤認惹起）で検挙した（神奈川）。

### **(3) 課題と今後の取組**

営業秘密侵害事犯については、雇用の流動化や外国への技術情報流出の懸念等により、社会的関心はさらに高まっており、警察への相談件数は増加傾向となっているほか、大手企業が関係する事犯も発生している。

これらを踏まえ、同事犯への対応に中心的な役割を担うべく各都道府県警察で指定された営業秘密保護対策官を中心に、関係部門とも連携しつつ、捜査員に対する教養や積極的な取締り等を推進するほか、関係企業・団体への啓発活動にも取り組む。

また、食品表示における原産地偽装に係る事犯については、組織的に敢行され、複雑な流通経路を有している可能性があることを踏まえ、平素より関係法令の所管省庁や自治体等の関係機関と連携を強化して情報共有を行い、事犯の全容解明に向けた検挙活動を推進する。

## 第4 国民の健康や環境等に対する事犯

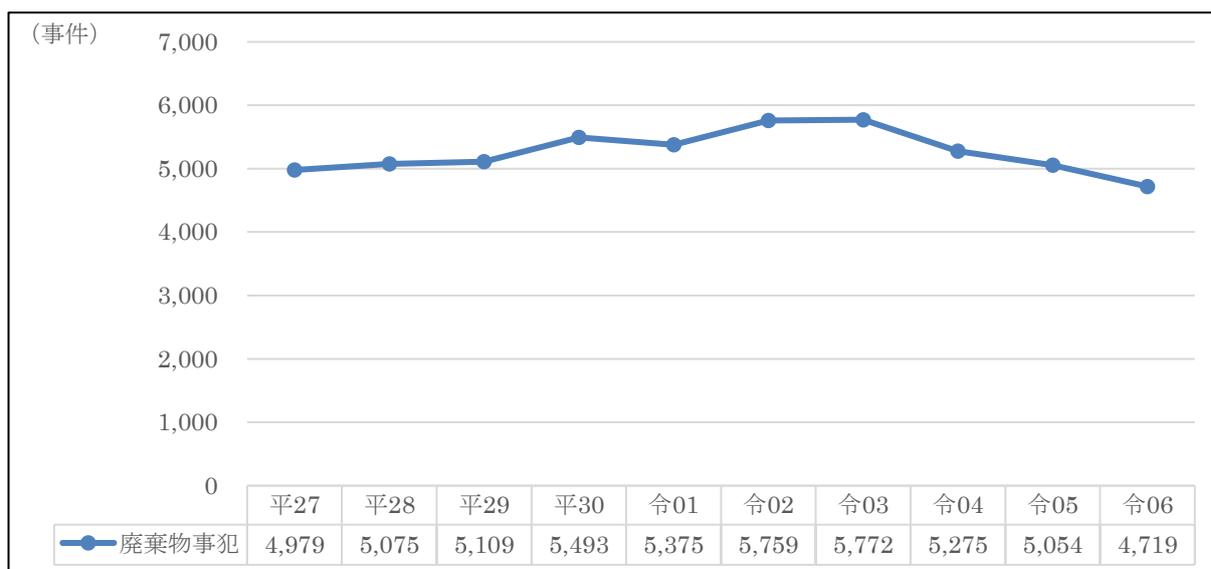
### 1 環境事犯

#### (1) 検挙状況

##### ア 廃棄物事犯

令和6年中の廃棄物事犯の検挙事件数は4,719事件と、前年より335事件(6.6%)減少したものの、過去10年間でみると、おおむね横ばいとなっている。

図表20 過去10年間における廃棄物事犯の検挙事件数の推移

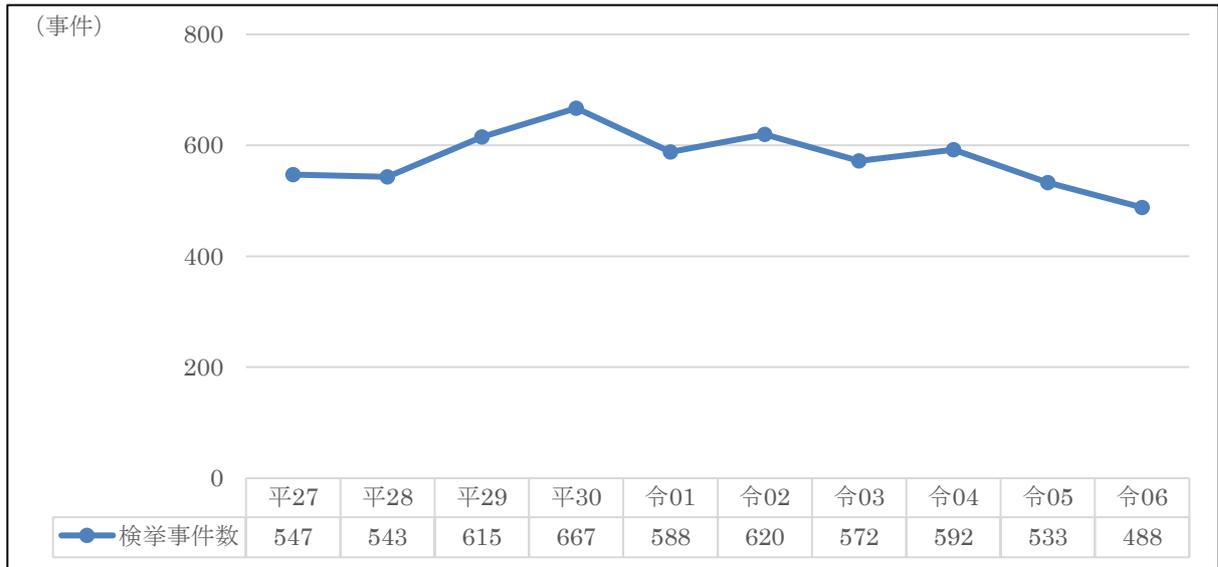


## イ 動物・鳥獣関係事犯

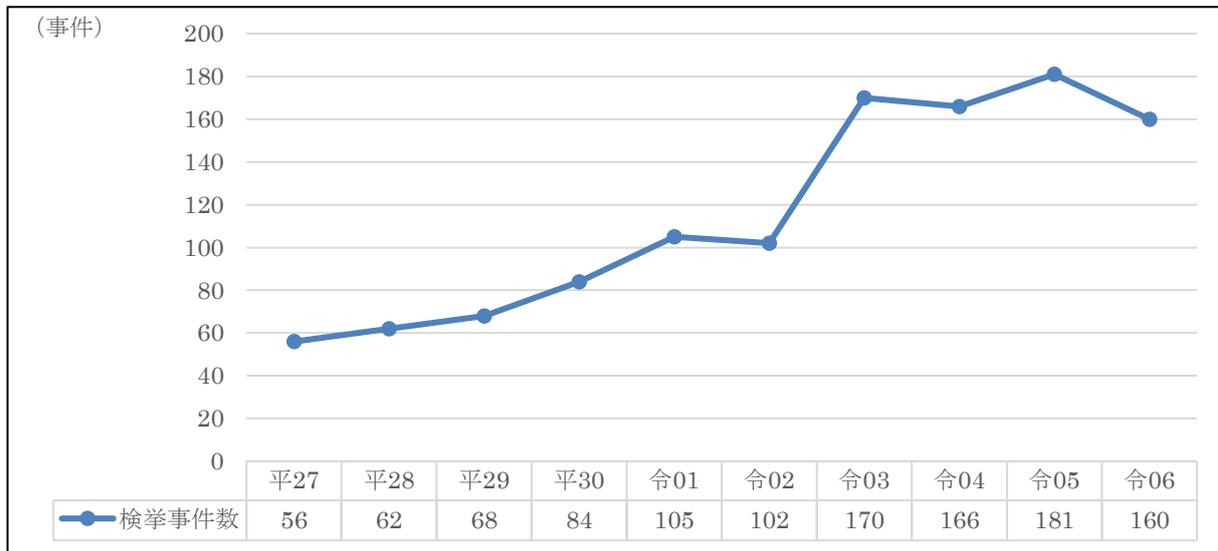
令和6年中の動物・鳥獣関係事犯の検挙事件数は488事件と、前年より45事件(8.4%)減少したものの、過去10年間でみると、おおむね横ばいとなっている。

このうち、令和6年中の動物虐待事犯の検挙事件数は160事件と、前年より21事件(11.6%)減少したものの、依然として高水準で推移している。

**図表 21** 過去10年間における動物・鳥獣関係事犯の検挙事件数の推移



**図表 22** 過去10年間における動物虐待事犯の検挙事件数の推移



注 愛護動物を殺傷するなどの動物愛護管理法第44条違反に係る事犯

## (2) 検挙事例

<b>1</b>	<b>他人の土地に土砂を堆積した不動産侵奪等事件</b>
----------	------------------------------

残土処理業を営む男(68)らは、令和5年4月頃、他人の土地に無断で土砂を搬入するなどして堆積し、他人の不動産を侵奪するなどした。

令和6年2月までに、同男ら5人を不動産侵奪罪等で検挙した(埼玉)。

### 視 点

#### 《各種法令を駆使した取締りの実施》

建設残土の違法な造成・堆積は、崩落や環境汚染を引き起こすおそれがあり、周辺住民に大きな不安を与える悪質な事案である。

本事例の被疑者は、再三の行政指導に従わず、不適正な残土処理を繰り返す悪質な業者であったため、警察では、行政機関と情報共有等の連携を強化した上で、刑法の不動産侵奪罪を適用するなどして厳正な取締りを行った。

近年、違法盛土が社会問題となっているところ、本事例は、大きく報道され、改めて残土処理業者等に警鐘を鳴らす契機となった。

<b>2</b>	<b>改善命令の不履行に係る廃棄物処理法違反事件</b>
----------	------------------------------

会社員の男(53)は、令和2年5月、茨城県県南県民センター長から、自社の土地等に保管している産業廃棄物である木くず、廃プラスチック類等を全量撤去して適正に処理することを命じられたが、履行期限までにこれに従わなかった。

令和6年9月、同男及び1法人を廃棄物処理法違反(改善命令違反)で検挙した(茨城)。

<b>3</b>	<b>小鳥店経営者らによる鳥獣保護管理法違反等事件</b>
----------	-------------------------------

小鳥店経営者の男(78)は、令和4年12月頃及び令和5年1月頃、自己が経営する小鳥店において、顧客に対し、違法に捕獲されたウグイス等11羽を販売するなどした。

令和6年5月、同男ら7人を鳥獣保護管理法違反(譲渡し等の禁止)等で検挙した(警視庁)。

<b>4</b>	<b>木材の不正輸入に係る関税法違反事件</b>
----------	--------------------------

会社役員の男(47)は、令和6年1月から同年2月までの間、絶滅のおそれのある植物であるツルサイカチ属の木材50枚を虚偽申告により不正に輸入しようとした。

令和6年6月、同男及び1法人を関税法違反(虚偽申告輸入未遂)で検挙した(大阪)。

<b>5</b>	<b>元動物販売業者による動物愛護管理法違反事件</b>
----------	------------------------------

元動物販売業の男(81)は、自身の管理する施設において、令和6年5月頃、飼養していた犬3頭を、ビニール袋等で密封したかごに閉じ込めるなどし、窒息させ、死亡させた。

令和6年6月、同男を動物愛護管理法違反(愛護動物の殺傷)で検挙した(埼玉)。

<b>6</b>	<b>元動物販売業者による犬の多頭飼育崩壊に係る動物愛護管理法違反事件</b>
----------	---

元動物販売業の女(55)は、自身の管理する施設において、令和6年6月、犬の排せつ物が堆積した状態で犬39頭を飼養する虐待を行った。

令和6年7月、同女を動物愛護管理法違反(愛護動物の虐待)で検挙した(青森)。

### (3) 課題と今後の取組

#### ア 廃棄物事犯等

産業廃棄物事犯及び盛土行為を規制する土砂・残土関係事犯については、周辺住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすおそれがあるところ、関係機関による行政指導等により違法行為が是正されることが望ましいが、行政指導等を無視して廃棄物や建設残土等の不適正処理を敢行する悪質な事犯が依然として発生している。

これらを踏まえ、関係機関等との連携を密にして端緒情報、行政指導の状況等について把握に努めるとともに、状況に応じて早期事件化を図ることにより被害拡大を防止するほか、原状回復に向けた行政権限が迅速・的確に行使されるよう関係機関に必要な働き掛けを行う。

#### イ 動物・鳥獣関係事犯

動物虐待事犯については、令和6年中、検挙事件数は減少したものの、依然として高水準で推移しており、引き続き、動物の愛護について行政的な権限や専門的な能力を有する自治体、関係機関・団体等との連携を強化し、適切な捜査を推進する。

このほか、特に公共の場所や動画投稿サイトのような多数の者の目に触れる形で行われる悪質な事犯については、国民に大きな不安を与えるものであることから、被疑者の早期検挙に向けて迅速な捜査を推進し、続発防止を図る。

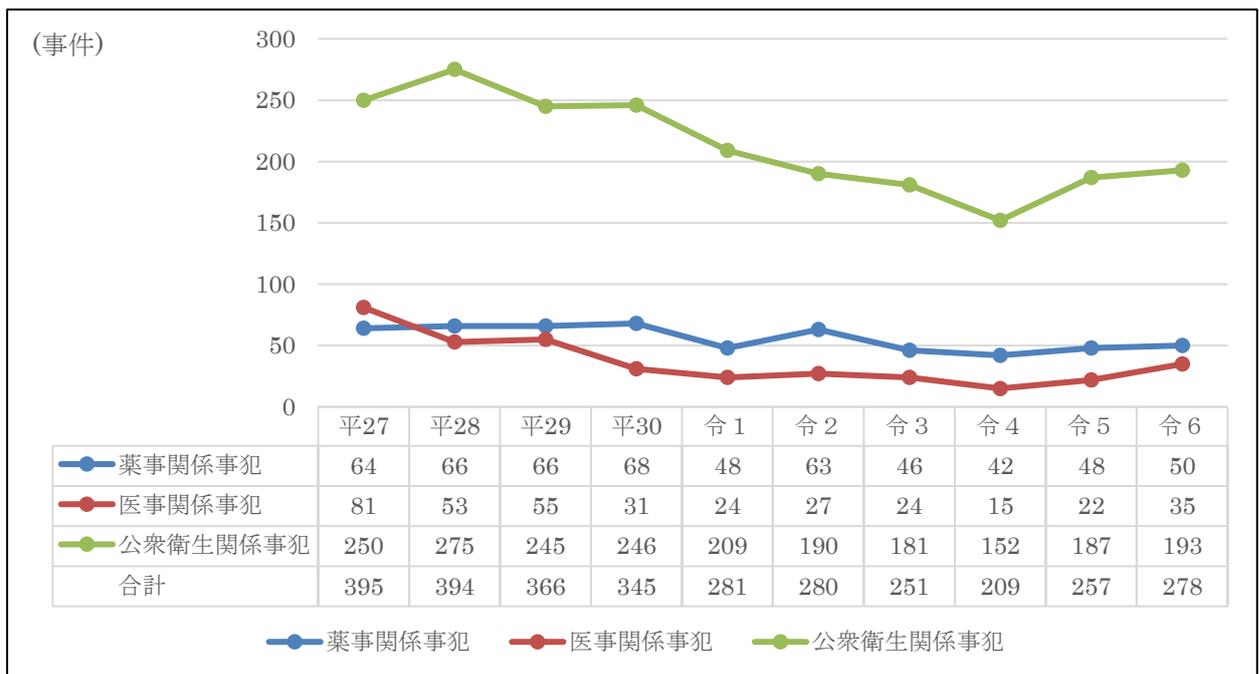
## 2 保健衛生事犯

### (1) 検挙状況

令和6年中の保健衛生事犯の検挙事件数は278事件と、前年より21事件(8.2%)増加した。

検挙事件数を類型別にみると、薬事関係事犯が50事件、医事関係事犯が35事件、公衆衛生関係事犯が193事件と、全ての類型で前年よりも増加した。

**図表 23** 過去10年間における保健衛生事犯の検挙事件数の推移



## (2) 検挙事例

<b>1</b>	<b>無許可で医薬品を販売するなどした医薬品医療機器等法違反事件</b>
----------	--------------------------------------

健康食品等製造販売会社役員の女(51)らは、同会社の業務に関し、薬局開設者及び医薬品販売業の許可を受けず、かつ、法定の除外事由がないのに、業として、令和4年12月から令和5年2月までの間、医薬品を発送して販売するなどした。

令和6年1月までに、同女ら3人及び2法人を医薬品医療機器等法違反（無許可販売等）で検挙した（神奈川）。

### 視 点

#### 《早期検挙による健康被害の未然防止》

薬事関係事犯には、厚生労働大臣から承認を受けていない医薬品の販売や根拠の不明な食品を特定の疾病に効果があるように広告するといったものがあり、健康被害の可能性や購入者の適切な医療の機会を失わせる可能性がある。

本事例は、警察による積極的なサイバーパトロールにより認知・検挙し、未承認医薬品の流通を遮断したものであり、販売会社の検挙にとどまらず、当該医薬品の名称、効能等に関する広告をインターネット上に掲載したホームページ制作会社も検挙して広告業界に警鐘を鳴らした。

<b>2</b>	<b>シルデナフィルを含有する模造に係る医薬品を販売した医薬品医療機器等法違反事件</b>
----------	---

無職の男(59)らは、令和5年11月、シルデナフィルを含有する模造に係る医薬品を発送して販売するなどした。

令和6年3月までに、同男ら4人を医薬品医療機器等法違反（模造医薬品の販売）等で検挙した（岩手）。

<b>3</b>	<b>無承認無許可医薬品を販売した医薬品医療機器等法違反事件</b>
----------	------------------------------------

会社員の男(40)は、法定の除外事由がないのに、令和4年7月頃から令和5年10月頃までの間、厚生労働大臣の承認を受けずに製造販売をされた医薬品を発送して販売した。

令和6年3月までに、同男ら2人及び2法人を医薬品医療機器等法違反（無承認医薬品の販売等）で検挙した（新潟）。

<b>4</b>	<b>美容外科クリニックにおける脱毛施術に係る医師法違反事件</b>
----------	------------------------------------

美容外科クリニックの理事長を務める医師の男(59)は、医師等の免許を保有していない従業員らと共謀の上、業として、令和3年12月から令和5年1月までの間、従業員らが患者に対し、レーザー脱毛器を使用して脱毛する医行為を行った。  
令和6年1月、同男ら3人を医師法違反(無免許医業)で検挙した(静岡)。

<b>5</b>	<b>美容効果名目の注射行為に係る医師法違反事件</b>
----------	------------------------------

工場作業員の女(51)らは、共謀の上、医師でないのに、業として、令和5年12月頃から令和6年2月頃までの間、2人に対し、「グルタチオン」と称する粉末を溶かした液体を注射する医行為を行った。  
令和6年4月、同女ら2人を医師法違反(無免許医業)で検挙した(静岡)。

<b>6</b>	<b>養豚場において発生した豚熱に係る家畜伝染病予防法違反事件</b>
----------	-------------------------------------

元会社員の男(47)は、法定の除外事由がないのに、令和4年6月、同一の畜舎内において、自己が管理する肥育に供する複数の豚が突然死亡したことを発見したにもかかわらず、遅滞なく、必要な届出をしなかった。  
令和6年1月、同男及び1法人を家畜伝染病予防法違反(農林水産大臣の指定する症状を呈している家畜の届出義務違反)で検挙した(栃木)。

### (3) 課題と今後の取組

保健衛生事犯については、根拠の不明確な効能等を宣伝してインターネット上で健康食品等を販売する薬事関係事犯、医師免許を有しない者による美容目的の医事関係事犯が後を絶たない状況にある。

このような国民の健康を脅かす可能性がある事犯に対しては、関係法令の所管省庁や自治体等と緊密に連携するとともに、サイバーパトロール等による端緒把握にも努め、検挙活動を戦略的かつ着実に推進する。

### 3 その他の生活経済事犯の検挙事例

#### 1 犯罪収益の資金洗浄グループによる組織的犯罪処罰法違反等事件

会社役員 of 男(35)らは、SNS等で法人代表となる者を募集し、ペーパーカンパニーを設立させた上、同法人名義の口座を開設させ、報酬を支払うという手口により、約1,500の口座を入手して管理し、同口座にオンラインカジノの賭け金等の犯罪収益を混和させ、同口座間で送金させる方法で資金洗浄した。

令和6年10月までに、同男ら34人を組織的犯罪処罰法違反(犯罪収益等隠匿)、電磁的公正証書原本不実記録・同供用及び詐欺罪で、5人を電磁的公正証書原本不実記録・同供用及び詐欺罪で、7人を賭博罪で検挙した(大阪)。

#### 視 点

##### 《犯罪利用口座の徹底した精査》

本事例は、生活経済事犯(特定商取引法違反)の被疑者を検挙し、関連する銀行口座を精査していたところ、多数のペーパーカンパニーと同会社名義の銀行口座を管理する犯罪収益の資金洗浄グループの実態が明らかとなったもので、事件着手後、金融庁と連携を取りながら、犯罪収益の隠匿に利用された約1,500口座の凍結を迅速に行った。

なお、令和6年6月に開催された犯罪対策閣僚会議で決定された「国民を詐欺から守るための総合対策」において、預貯金口座の不正利用防止対策や法人がマネー・ローンダリングに悪用されることを防ぐ取組を推進することとされており、政府全体でその対策が進められているところである。

#### 2 懲戒処分を受けて税理士業務を禁止されていた者による税理士法違反事件

懲戒処分を受けて税理士業務を禁止されていた男(53)は、税理士でなく、かつ、法律に特段の定めがある場合でないのに、業として、令和5年5月頃から同年11月頃までの間、3社から依頼を受け、税務書類である法人税確定申告書等を作成した。

令和6年6月、同男を税理士法違反(税理士業務の制限)で検挙した(埼玉)。

#### 3 行政書士による弁護士法違反事件

行政書士の男(75)は、弁護士ではなく、かつ、法定の除外事由がないのに、報酬を得る目的で、業として、令和4年4月頃、貸金返還請求についての示談交渉等を依頼されて、これを受任した上、同返還請求に関する文書を郵送するなどの示談交渉等をし、法律事件に関して法律事務を取り扱った。

令和6年9月、同男を弁護士法違反(非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止)で検挙した(高知)。

## ○ 用語の説明

生活経済事犯とは、警察庁生活安全局生活経済対策管理官においてその取締りをつかさどる事犯をいう。類型は以下を参照。

なお、図表中の割合は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、総計が必ずしも100.0にならない場合がある。

### 1 消費者取引の安全・安心を阻害する事犯

#### (1) 利殖勧誘事犯

出資法(※1)違反(預り金の禁止等)、金融商品取引法違反、無限連鎖講防止法(※2)違反、預託法(※3)違反等に係る事犯(捜査の結果、詐欺に当たるものも含まれる。)

#### (2) 特定商取引等事犯

特定商取引法(※4)違反、特定商取引に関連した詐欺・恐喝等に係る事犯  
なお、特定商取引法の対象となる取引の類型は以下のとおり。

- ア 訪問販売に係る取引
- イ 通信販売に係る取引
- ウ 電話勧誘販売に係る取引
- エ 連鎖販売取引
- オ 特定継続的役務提供に係る取引
- カ 業務提供誘引販売取引
- キ 訪問購入に係る取引

#### (3) ヤミ金融事犯

- ア 無登録・高金利事犯  
貸金業法違反(無登録営業)及び出資法違反(高金利受領等)に係る事犯
- イ ヤミ金融関連事犯  
貸金業に関連した詐欺、犯罪収益移転防止法(※5)違反、携帯電話不正利用防止法(※6)違反等に係る事犯

### 2 知的財産権侵害事犯

#### (1) 商標権侵害事犯

商標法違反に係る事犯(偽ブランド事犯等)

#### (2) 著作権侵害事犯

著作権法違反に係る事犯(海賊版事犯等)

#### (3) その他の知的財産権侵害事犯

(1)及び(2)以外の知的財産権侵害事犯(不正競争防止法違反に係る事犯(営業秘密侵害事犯、誤認惹起事犯等)、特許法違反に係る事犯等)

### 3 国民の健康や環境等に対する事犯

#### (1) 環境事犯

- ア 廃棄物事犯  
廃棄物処理法（※7）違反に係る事犯
- イ 動物・鳥獣関係事犯  
動物愛護管理法（※8）違反、鳥獣保護管理法（※9）違反等に係る事犯
- ウ その他の環境事犯  
ア及びイ以外の環境事犯（森林法違反、建設リサイクル法（※10）違反、水質汚濁防止法違反に係る事犯等）

#### (2) 保健衛生事犯

- ア 薬事関係事犯  
医薬品医療機器等法（※11）違反（指定薬物事犯を除く。）、毒劇法（※12）違反（シンナー事犯を除く。）、薬剤師法違反等に係る事犯
- イ 医事関係事犯  
医師法違反、歯科医師法違反、歯科衛生士法違反、歯科技工士法違反、医療法違反、獣医師法違反等に係る事犯
- ウ 公衆衛生関係事犯  
食品衛生法違反、狂犬病予防法違反、美容師法違反、旅館業法違反、と畜場法違反、家畜伝染病予防法違反、下水道法違反等に係る事犯

#### (3) その他の生活経済事犯

利殖勧誘事犯、特定商取引等事犯、ヤミ金融事犯、知的財産権侵害事犯、環境事犯及び保健衛生事犯以外の生活経済事犯（宅地建物取引業法違反等の不動産事犯、関税法違反等の税法事犯、漁業法違反等の密漁事犯、電波法違反等の通信関係事犯、航空法違反に係る事犯等）

#### ○ その他の適用法令

組織的犯罪処罰法（※13） 等

- ※1 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律
- ※2 無限連鎖講の防止に関する法律
- ※3 預託等取引に関する法律
- ※4 特定商取引に関する法律
- ※5 犯罪による収益の移転防止に関する法律
- ※6 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律
- ※7 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ※8 動物の愛護及び管理に関する法律
- ※9 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
- ※10 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ※11 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
- ※12 毒物及び劇物取締法
- ※13 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律

## 第5 統計資料

### 1 検挙状況等

#### (1) 利殖勧誘事犯

図表 24 最近5年間における利殖勧誘事犯の検挙状況の推移

	令02	令03	令04	令05	令06
検挙事件数	38	46	37	43	49
検挙人員	130	144	106	127	162
検挙法人数	3	8	5	7	8
被害人員	59,514	132,120	30,549	31,993	86,128
被害額(千円)	448,868,020	111,018,570	15,710,500	125,954,390	177,602,150

注 被害額は1万円未満切捨てとしているため、被害額の合計が類型別の被害額の合計と異なることがあり得る。

#### (2) 特定商取引等事犯

図表 25 最近5年間における特定商取引等事犯の検挙状況の推移

	令02	令03	令04	令05	令06
検挙事件数	132	106	111	108	113
検挙人員	204	179	251	194	228
検挙法人数	24	25	29	19	38
被害人員	15,447	47,931	60,190	75,977	41,589
被害額(千円)	21,912,140	6,342,750	10,236,850	111,462,630	9,768,530

注 被害額は1万円未満切捨てとしているため、被害額の合計が類型別の被害額の合計と異なることがあり得る。

### (3) ヤミ金融事犯

図表 26 最近5年間におけるヤミ金融事犯の検挙状況の推移

	令02	令03	令04	令05	令06
検挙事件数	592	502	627	671	639
無登録・高金利事犯	106	85	60	56	70
ヤミ金融関連事犯	486	417	567	615	569
検挙人員	701	598	708	732	710
無登録・高金利事犯	197	167	128	101	127
ヤミ金融関連事犯	504	431	580	631	583
検挙法人数	5	8	3	4	4
無登録・高金利事犯	5	8	1	4	4
ヤミ金融関連事犯	0	0	2	0	0
被害人員	17,417	117,689	35,298	48,631	22,501
無登録・高金利事犯	17,279	117,566	35,139	48,530	22,407
ヤミ金融関連事犯	138	123	159	101	94
被害額（千円）	4,343,270	9,403,400	5,547,240	23,377,770	4,480,890
無登録・高金利事犯	4,341,690	9,402,900	5,543,010	23,303,040	4,469,950
ヤミ金融関連事犯	1,580	500	4,220	74,730	10,940

注 被害額は1万円未満切捨てとしているため、被害額の合計が類型別の被害額の合計と異なることがあり得る。

#### (4) 知的財産権侵害事犯

##### ア 知的財産権侵害事犯全体

図表 27 最近5年間における知的財産権侵害事犯の検挙状況の推移

	令02	令03	令04	令05	令06
検挙事件数	441	485	458	385	334
検挙人員	523	547	520	468	433
検挙法人数	35	40	25	41	53

図表 28 知的財産権侵害事犯の検挙状況（令和5年及び令和6年）

	検挙事件数		検挙人員		検挙法人数	
	令05	令06	令05	令06	令05	令06
商標権侵害事犯（偽ブランド事犯等）	239	222	274	260	15	16
うちインターネット利用	207	179	224	207	11	12
うちインターネット・オークション利用	38	25	42	27	0	0
著作権侵害事犯（海賊版事犯等）	98	65	109	83	9	21
うちインターネット利用	83	52	85	64	8	17
うちインターネット・オークション利用	15	8	15	12	0	0
その他	48	47	85	90	17	16
うちインターネット利用	16	16	26	26	3	4
うちインターネット・オークション利用	0	0	0	0	0	0
合計	385	334	468	433	41	53
うちインターネット利用	306	247	335	297	22	33
うちインターネット・オークション利用	53	33	57	39	0	0

注1 令和5年の「その他」には、不正競争防止法違反（37事件）、食品表示法違反（5事件）、関税法違反（4事件）、種苗法違反（2事件）を計上している。

また、令和6年の「その他」には、不正競争防止法違反（36事件）、種苗法違反（5事件）、食品表示法違反（3事件）、関税法違反（1事件）、特許法違反（1事件）、意匠法違反（1事件）を計上している。

2 令和5年の不正競争防止法違反（37事件）には、「営業秘密侵害事犯」（26事件）を含む。

また、令和6年の不正競争防止法違反（36事件）には、「営業秘密侵害事犯」（22事件）を含む。

## イ 商標権侵害事犯

図表 29 最近5年間における商標権侵害事犯の押収品の仕出国・地域（単位：点）

		令02	令03	令04	令05	令06
国内製造		3,163	18,256	1,194	1,610	5,051
国外	韓国	2,527	789	5,858	467	895
	中国	35,501	60,077	54,076	57,309	63,750
	ベトナム	259	184	436	2,117	222
	香港	9,599	10	0	4	0
	台湾	567	7	142	0	0
	タイ	4,019	9	4,799	0	0
	フィリピン	74	0	532	0	40
	その他	6,140	69	427	25	80
不明		12,161	3,946	9,106	6,263	11,773
合計		74,010	83,347	76,570	67,795	81,811

## ウ 営業秘密侵害事犯

図表 30 最近5年間における営業秘密侵害事犯の検挙状況の推移

	令02	令03	令04	令05	令06
検挙事件数	22	23	29	26	22
検挙人員	38	49	45	42	45
検挙法人数	1	0	1	2	2

## (5) 環境事犯

図表 31 最近 5 年間における環境事犯の検挙状況の推移

	類型	令02	令03	令04	令05	令06
検挙事件数	廃棄物事犯	5,759	5,772	5,275	5,054	4,719
	うち産業廃棄物事犯	801	760	678	654	638
	廃棄物事犯以外の環境事犯	890	855	836	778	724
	合計	6,649	6,627	6,111	5,832	5,443
検挙人員	廃棄物事犯	6,683	6,660	6,007	5,651	5,339
	うち産業廃棄物事犯	1,177	1,107	914	884	873
	廃棄物事犯以外の環境事犯	1,088	988	938	862	789
	合計	7,771	7,648	6,945	6,513	6,128
検挙法人数	廃棄物事犯	403	348	329	313	265
	うち産業廃棄物事犯	292	272	252	237	198
	廃棄物事犯以外の環境事犯	29	17	20	15	13
	合計	432	365	349	328	278

注 「廃棄物事犯以外の環境事犯」には、森林法違反、建設リサイクル法違反、河川法違反等のほか、動物愛護管理法違反、鳥獣保護管理法違反等の動物・鳥獣関係事犯を計上している。

図表 32 環境事犯の類型別検挙状況（令和 5 年及び令和 6 年）

類型	検挙事件数		検挙人員		検挙法人数	
	令05	令06	令05	令06	令05	令06
廃棄物事犯	5,054	4,719	5,651	5,339	313	265
うち産業廃棄物事犯	654	638	884	873	237	198
動物・鳥獣関係事犯	533	488	585	520	7	5
うち鳥獣保護関係事犯	176	150	195	157	2	3
うち動物虐待事犯	181	160	206	182	4	1
その他	245	236	277	269	8	8
合計	5,832	5,443	6,513	6,128	328	278

注 1 令和 5 年の「鳥獣保護関係事犯」には、鳥獣保護管理法違反（158 事件）及び種の保存法違反（15 事件）、希少動植物に係る文化財保護法違反（3 事件）を計上している。

また、令和 6 年の「鳥獣保護関係事犯」には、鳥獣保護管理法違反（141 事件）及び種の保存法違反（8 事件）、希少動植物に係る関税法違反（1 事件）を計上している。

2 令和 5 年の「その他」には、森林法違反（71 事件）、土砂・残土関係条例等違反（6 事件）等を計上している。

また、令和 6 年の「その他」には、森林法違反（69 事件）、土砂・残土関係条例等違反（12 事件）等を計上している。

## (6) 保健衛生事犯

図表 33 最近5年間における保健衛生事犯の検挙状況の推移

	令02	令03	令04	令05	令06
検挙事件数	280	251	209	257	278
検挙人員	348	315	257	319	333
検挙法人数	26	23	17	23	24

図表 34 保健衛生事犯の類型別検挙状況（令和5年及び令和6年）

類型	検挙事件数		検挙人員		検挙法人数	
	令05	令06	令05	令06	令05	令06
薬事関係事犯	48	50	70	67	15	16
医事関係事犯	22	35	45	59	2	1
公衆衛生関係事犯	187	193	204	207	6	7
うち食品衛生関係事犯	11	13	15	15	3	1
その他	176	180	189	192	3	6
合計	257	278	319	333	23	24

注 令和5年の「その他」には、狂犬病予防法違反（159事件）、美容師法違反（6事件）等を計上している。  
また、令和6年の「その他」には、狂犬病予防法違反（162事件）、美容師法違反（5事件）等を計上している。

## (7) その他の生活経済事犯

図表 35 最近5年間におけるその他の生活経済事犯の検挙状況の推移

		令02	令03	令04	令05	令06
不動産事犯	検挙事件数	37	22	30	20	40
	検挙人員	68	31	51	40	62
税法事犯	検挙事件数	12	18	11	13	32
	検挙人員	30	36	12	21	61
密漁事犯	検挙事件数	275	248	196	188	156
	検挙人員	376	366	290	279	204
通信関係事犯	検挙事件数	197	168	161	158	111
	検挙人員	211	178	162	159	115
その他	検挙事件数	644	812	844	923	993
	検挙人員	781	913	946	986	1,104
うち鉄道営業法違反	検挙事件数	253	239	152	189	227
	検挙人員	273	263	161	198	241
うち屋外広告物条例違反	検挙事件数	44	43	39	41	25
	検挙人員	66	47	41	43	27
うち航空法違反	検挙事件数	86	85	79	105	97
	検挙人員	93	91	81	111	105
合計	検挙事件数	1,165	1,268	1,242	1,302	1,332
	検挙人員	1,466	1,524	1,461	1,485	1,546

注1 令和6年の「不動産事犯」には、宅地建物取引業法違反（16事件）、建設業法違反（8事件）等を計上している。

2 令和6年の「税法事犯」には、関税法違反（28事件）、地方税法違反（3事件）等を計上している。

3 令和6年の「密漁事犯」には、漁業法違反（112事件）、漁業調整規則違反（32事件）等を計上している。

4 令和6年の「通信関係事犯」は、いずれも電波法違反になる。

## (8) 生活経済事犯に係る犯行ツール対策

### ア 預貯金口座

図表 36 金融機関への情報提供件数及び口座数

情報提供した時期	令02		令03		令04		令05		令06	
	件数	口座数	件数	口座数	件数	口座数	件数	口座数	件数	口座数
利殖勧誘事犯	193	193	228	222	230	228	516	513	366	360
ヤミ金融事犯	10,203	6,501	9,066	6,110	9,009	6,232	9,053	6,323	7,477	6,013
その他の事犯	245	244	287	286	426	418	311	303	1,835	1,834
合計	10,641	6,938	9,581	6,618	9,665	6,878	9,880	7,139	9,678	8,207

注 「その他の事犯」には、特定商取引等事犯、知的財産権侵害事犯、保健衛生事犯等に利用された口座が含まれる。

### イ 携帯電話

図表 37 契約者確認の求めを行った件数

	令02	令03	令04	令05	令06
契約者確認の求めを行った件数	1,823	1,616	1,145	1,078	928
うち貸金業法違反又は 出資法違反に基づくもの	1,770	1,598	1,139	1,061	926

注 貸金業法違反、出資法違反、詐欺、携帯電話不正利用防止法違反等に基づくものを計上している。

図表 38 レンタル携帯電話の解約要請件数

	令02	令03	令04	令05	令06
解約要請件数	1,047	1,279	1,075	746	668
うちヤミ金融事犯に基づくもの	1,039	1,278	1,074	745	668

図表 39 レンタル携帯電話等の役務提供拒否に関する情報提供件数

	令02	令03	令04	令05	令06
情報提供件数	227	467	100	159	70

## 2 相談状況の調査結果

### (1) 利殖勧誘事犯

図表 40 年齢別・男女別相談件数

	男性	女性	不明	合計	割合 (%)
20歳未満	14	10	0	24	0.7
18歳未満	2	1	0	3	0.1
18歳	6	3	0	9	0.3
19歳	6	6	0	12	0.4
20歳代	206	149	1	356	10.8
30歳代	232	173	1	406	12.3
40歳代	312	230	0	542	16.4
50歳代	413	319	0	732	22.1
60歳以上65歳未満	225	133	2	360	10.9
65歳以上70歳未満	155	126	0	281	8.5
70歳代	211	135	0	346	10.5
80歳代	73	50	0	123	3.7
90歳以上	3	4	0	7	0.2
不明	74	52	7	133	4.0
合計	1,918	1,381	11	3,310	

図表 41 高齢者（65歳以上）の相談状況

	男性	女性	不明	合計
高齢者の相談件数	442	315	0	757
高齢者の割合 (%)	23.0%	22.8%	0.0%	22.9%

図表 42 最初に金銭を支払った日から警察に相談に行くまでの期間

期間	相談件数	割合 (%)
3日未満	244	7.4
3日以上1週間未満	181	5.5
1週間以上1か月未満	715	21.6
1か月以上3か月未満	571	17.3
3か月以上6か月未満	243	7.3
6か月以上	663	20.0
不明	408	12.3
金銭の支払なし	285	8.6

図表 43 警察に相談に行くまでに1か月以上要した理由

理由	相談件数	割合 (%)
当事者自身が被害に気付くのに1か月以上かかった	1,263	79.7
自力で解決しようと考えていた	153	9.7
警察へ相談するのを躊躇していた	24	1.5
どこに相談したらよいのか分からなかった	25	1.6
先に他機関に相談しており、警察に相談するまで時間を要した	65	4.1
その他	55	3.5

注1 理由が不明なものは除く。

2 理由が複数該当する場合は、それぞれに計上している。

**図表 44** 1 か月以上経過してから相談に行った経緯

経緯	相談件数	割合 (%)
相手方の対応が変化したため	908	57.7
悪質商法等に関する報道・テレビ番組等を見て	161	10.2
悪質商法等に関する行政機関の広報（パンフレット・ポスター）を見て	5	0.3
他機関から警察への相談を勧められ（他機関からの引継ぎを含む。）	139	8.8
家族、知人等周囲からの助言を受けて	210	13.3
金融機関窓口での助言を受けて	51	3.2
その他	101	6.4

注1 経緯が不明なものは除く。

2 経緯が複数該当する場合は、それぞれに計上している。

(2) 特定商取引等事犯

図表 45 年齢別・男女別相談件数

	訪問販売			通信販売			電話勧誘販売			連鎖販売取引			特定継続的役務提供			業務提供誘引販売取引			訪問購入			合計				
	男性	女性	不明	男性	女性	不明	男性	女性	不明	男性	女性	不明	男性	女性	不明	男性	女性	不明	男性	女性	不明	男性	女性	不明	計	割合(%)
20歳未満	11	7	0	8	10	0	1	0	0	1	1	0	0	1	0	7	4	0	5	2	0	33	25	0	58	0.3
18歳未満	4	1	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	5	6	0	11	0.1
18歳	3	2	0	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	1	0	0	11	5	0	16	0.1
19歳	4	4	0	3	4	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	5	3	0	3	2	0	17	14	0	31	0.2
20歳代	210	105	1	73	80	0	20	24	0	47	38	0	4	9	0	79	119	0	40	33	0	473	408	1	882	5.0
30歳代	276	234	0	107	79	0	31	30	0	7	4	0	2	5	0	27	33	0	72	85	0	522	470	0	992	5.6
40歳代	332	466	0	151	131	1	48	47	0	5	10	0	5	5	0	27	42	0	92	166	0	660	867	1	1,528	8.6
50歳代	541	771	0	205	197	0	69	117	0	10	14	0	3	9	0	30	32	0	183	298	0	1,041	1,438	0	2,479	14.0
60歳以上65歳未満	325	452	1	80	75	0	47	68	0	4	3	0	4	3	0	16	2	0	105	158	0	581	761	1	1,343	7.6
65歳以上70歳未満	359	406	0	78	69	0	62	69	0	5	0	0	1	4	0	5	2	0	105	173	0	615	723	0	1,338	7.6
70歳代	920	1,187	0	170	141	0	193	230	0	5	7	0	1	4	0	3	8	0	251	579	0	1,543	2,156	0	3,699	20.9
80歳代	698	1,081	1	72	87	0	119	189	0	1	4	0	2	1	0	6	9	0	186	648	0	1,084	2,019	1	3,104	17.5
90歳以上	109	159	0	9	14	0	20	27	0	0	0	0	0	0	0	1	4	0	29	111	0	168	315	0	483	2.7
不明	409	499	59	84	71	4	73	75	6	7	9	3	0	1	0	6	4	1	185	261	40	764	920	113	1,797	10.2
合計	4,190	5,367	62	1,037	954	5	683	876	6	92	90	3	22	42	0	207	259	1	1,253	2,514	40	7,484	10,102	117	17,703	

図表 46 高齢者（65歳以上）の相談状況

	訪問販売			通信販売			電話勧誘販売			連鎖販売取引			特定継続的役務提供			業務提供誘引販売取引			訪問購入			合計				
	男性	女性	不明	男性	女性	不明	男性	女性	不明	男性	女性	不明	男性	女性	不明	男性	女性	不明	男性	女性	不明	男性	女性	不明	計	割合(%)
高齢者の相談件数	2,086	2,833	1	329	311	0	394	515	0	11	11	0	4	9	0	15	23	0	571	1,511	0	3,410	5,213	1	8,624	
高齢者の割合(%)	51.1			32.1			58.1			11.9			20.3			8.1			54.7			45.6	51.6	0.9	48.7	

図表 47 最初に金銭を支払った日から警察に相談に行くまでの期間

期間	相談件数	割合(%)
3日未満	1,104	6.2
3日以上1週間未満	569	3.2
1週間以上1か月未満	832	4.7
1か月以上3か月未満	323	1.8
3か月以上6か月未満	133	0.8
6か月以上	218	1.2
不明	1,043	5.9
金銭の支払なし	13,481	76.2

**図表 48** 警察に相談に行くまでに1か月以上要した理由

理由	相談件数	割合 (%)
当事者自身が被害に気付くのに1か月以上かかった	392	54.1
自力で解決しようと考えていた	130	18.0
警察へ相談するのを躊躇していた	24	3.3
どこに相談したらよいか分からなかった	38	5.2
先に他機関に相談しており、警察に相談するまで時間を要した	86	11.9
その他	54	7.5

注1 理由が不明なものは除く。

2 理由が複数該当する場合は、それぞれに計上している。

**図表 49** 1か月以上経過してから相談に行った経緯

経緯	相談件数	割合 (%)
相手方の対応が変化したため	224	33.0
悪質商法等に関する報道・テレビ番組等を見て	84	12.4
悪質商法等に関する行政機関の広報（パンフレット・ポスター）を見て	10	1.5
他機関から警察への相談を勧められ（他機関からの引継ぎを含む。）	103	15.2
家族、知人等周囲からの助言を受けて	140	20.6
金融機関窓口での助言を受けて	26	3.8
その他	92	13.5

注1 経緯が不明なものは除く。

2 経緯が複数該当する場合は、それぞれに計上している。

### (3) ヤミ金融事犯

図表 50 年齢別・男女別相談件数

	対面			非対面			合計				
	男性	女性	不明	男性	女性	不明	男性	女性	不明	計	割合(%)
20歳未満	1	3	0	18	19	0	19	22	0	41	1.1
18歳未満	0	0	0	1	4	0	1	4	0	5	0.1
18歳	1	1	0	6	4	0	7	5	0	12	0.3
19歳	0	2	0	11	11	0	11	13	0	24	0.6
20歳代	56	19	0	542	178	0	598	197	0	795	20.8
30歳代	55	12	0	454	145	0	509	157	0	666	17.4
40歳代	48	26	0	411	208	2	459	234	2	695	18.2
50歳代	72	26	0	380	223	1	452	249	1	702	18.4
60歳以上65歳未満	25	10	0	130	78	0	155	88	0	243	6.4
65歳以上70歳未満	24	15	0	64	42	0	88	57	0	145	3.8
70歳代	30	21	0	73	47	0	103	68	0	171	4.5
80歳代	5	14	0	9	12	0	14	26	0	40	1.0
90歳以上	0	0	0	0	2	0	0	2	0	2	0.1
不明	19	12	1	185	76	32	204	88	33	325	8.5
合計	335	158	1	2,266	1,030	35	2,601	1,188	36	3,825	
対面・非対面の割合(%)	494			3,331							
	12.9			87.1							

図表 51 高齢者（65歳以上）の相談状況

	対面			非対面			合計			
	男性	女性	不明	男性	女性	不明	男性	女性	不明	計
高齢者の相談件数	59	50	0	146	103	0	205	153	0	358
高齢者の割合(%)	22.1			7.5			7.9	12.9	0.0	9.4

図表 52 最初に金銭を支払った日から警察に相談に行くまでの期間

期間	相談件数	割合(%)
3日未満	119	3.1
3日以上1週間未満	105	2.7
1週間以上1か月未満	502	13.1
1か月以上3か月未満	384	10.0
3か月以上6か月未満	241	6.3
6か月以上	483	12.6
不明	1,065	27.8
金銭の支払なし	926	24.2

図表 53 警察に相談に行くまでに1か月以上要した理由

理由	相談件数	割合(%)
当事者自身が被害に気付くのに1か月以上かかった	62	5.1
自力で解決しようと考えていた	780	64.4
警察へ相談するのを躊躇していた	164	13.5
どこに相談したらよいのか分からなかった	21	1.7
先に他機関に相談しており、警察に相談するまで時間を要した	129	10.6
その他	56	4.6

注1 理由が不明なものは除く。

注2 理由が複数該当する場合は、それぞれに計上している。

**図表 54** 1 か月以上経過してから相談に行った経緯

経緯	相談件数	割合 (%)
相手方の対応が変化したため	654	59.9
悪質商法等に関する報道・テレビ番組等を見て	6	0.5
悪質商法等に関する行政機関の広報（パンフレット・ポスター）を見て	0	0.0
他機関から警察への相談を勧められ（他機関からの引継ぎを含む。）	134	12.3
家族、知人等周囲からの助言を受けて	171	15.7
金融機関窓口での助言を受けて	19	1.7
その他	107	9.8

注1 経緯が不明なものは除く。

2 経緯が複数該当する場合は、それぞれに計上している。